

官報

号外
平成二十二年六月十六日

○第七十四回国 衆議院會議録 第三十七号(一)

平成二十二年六月十六日(水曜日)

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

菅内閣不信任決議案(谷垣禎一君外五名提出)

裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員辭職の件

裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員の選挙

国土審議会委員の選挙

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案(参議院提出)

特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

母体保護法の一部を改正する法律案(参議院提出)

出)

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外六特別委員会において、各委員会から申出のあった案件について閉会中審査するの件(議長発議)

国会審議の活性化のための国会法等の一部を改正する法律案(小沢一郎君外六名提出)及び衆議院規則の一部を改正する規則案(小沢一郎君外六名提出)は、議院運営委員会において閉会中審査するの件(議長発議)

午後一時五分開議

○議長(横路孝弘君) これより會議を開きます。

○高山智司君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

谷垣禎一君外五名提出、菅内閣不信任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 高山智司君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

菅内閣不信任決議案(谷垣禎一君外五名提出)

○議長(横路孝弘君) 菅内閣不信任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。赤澤亮正君。

菅内閣不信任決議案

〔赤澤亮正君登壇〕

○赤澤亮正君 私は、自由民主党・無所属の会の会派として、ただいま議題となりました菅内閣不信任決議案について、提案の趣旨を御説明いたします。(拍手)

この不信任案は、政権担当の資格と遂行能力を著しく欠いているにもかかわらず、国民の脱小沢の期待感だけで選挙に臨もうとする破廉恥な国民

愚弄内閣である菅内閣のみに向けた不信任案ではなく、選挙優先の無責任な政策を反省することなく、党利党略むき出しの国会運営を繰り返す、民主党の政権与党としての資質そのものも問うものでございます。今の政権与党の存在が長引けば長引くほど、我が国が最大不幸社会になることは目に見えております。

まず、決議案を朗読します。

本院は、菅内閣を信任せず。

右決議する。

以下、提案理由の説明をいたします。

正統性なき内閣ということでございます。菅内閣を信任しない第一の理由がこれでございます。総理の首をすげかえたら衆議院の解散・総選挙により国民の信を問えというのが、今の政府・与党が野党時代に一貫して主張してきたことです。民主党は、過去、政権のたらい回しという言葉で、選挙を経ない新内閣を攻撃してきました。菅新内閣は、政権のたらい回しにより誕生した、国民の信を得ていない正統性なき内閣ということになります。

菅総理が、衆参同日選を実施しない、参議院選挙で国民の信を問うという考えを明らかにされている以上、菅新内閣は、過去の民主党の主張に照らしても、正統性なき内閣であることは当然であります。

これが菅内閣を信任しない第一の理由です。本来は、この一事だけをとりても菅内閣不信任案の理由として十分だと考えますが、これ以外にも、主要なものだけに限り、少なく見積もってもなお合計で十の理由があります。

以下、順次御説明いたします。

平成二十二年六月十六日 衆議院會議録第三十七号(一) 菅内閣不信任決議案

菅内閣を信任しない第二の理由は、前内閣から引き続き言葉の軽さであります。

政治の世界に生きる我々にとつて最も大切な箴言は、論語の信なくば立たずでしょう。改めて説明するまでもなく、政治にとつて何より大切なものは、国民との信頼関係だということでありま

す。我々は、このことを肝に銘じて、有言実行、国民への説明責任をしっかりと果たしながら、国民との約束は確実に実行する、みずからの言葉をたがえずに、言ったことはきちんとなし遂げなければなりません。政治家の言葉は重い、論言汗のごとしとも言われますが、有言実行を通してのみ国民は政治家を信頼し、政治家の言葉も重くなる、そういうものだと思います。

言葉の軽さは、政治家個人にとつても、政党にとつても、政権にとつても致命的なものであり、国民との信頼関係を築き、維持することを不可能にし、確実に政権の崩壊をもたらすという意味で、最大級の菅内閣を信任しない理由となります。言葉の軽さについては、特に丁寧に御説明をさせていただきますというふうに思います。

昨年夏に政権交代して以降の二人の総理の言葉に、全く重みはありません。

まず、鳩山前総理について申し上げますが、就任演説の「命を守りたい」は、国民に鮮烈な印象を残しました。声も裏返りました。しかしながら、その後の八カ月半で、鳩山前総理に命を守ってもらったと思う国民はどれだけおられるでしょうか。命を守ってもらえないどころか、鳩山前総理の言葉の軽さのために大きな被害をこうむったのは、日本国民だけではありません。トラス・ミーと言われてうっかり信じた同盟国の国家元首

は、手痛い目に遭われました。

オバマ大統領以外にも、鳩山前総理が安全保障の基礎中の基礎である抑止力について一生懸命勉強している間に、普天間基地移設問題の迷走で傷つけられた関係者は膨大な数に上りました。鳩山前総理が抑止力についてのお勉強の成果を発表されると、約束をほごにされた連立を組む社民党の福島党首は閣僚を辞任するとともに、社民党は連立を離脱されました。

そして、鳩山前総理は、何よりも大切な沖縄県民の理解などと言いながら、我が国のために米軍基地の負担に耐え、戦後の日本の発展を支えてこられた沖縄県民の気持ちを踏みにじり、徳之島関係者の皆様に突然の不安の一撃を見舞ったわけがあります。沖縄県民の怒りが臨界点に達するまで直接言葉をかけることもしなかった鳩山前総理は、その後、普天間基地移設問題に命をかけて取り組むと唐突に発言し、沖縄県民は、命をかけて抵抗すると応じられました。どちらの言葉に重みがあるかは歴然としています。

命をかけて取り組むはずだった鳩山前総理は、沖縄県民や徳之島島民の声は全く聞かなかつたにもかかわらず、ムクドリならぬヒヨドリに呼ばれると、その声に従い、あっさりと政権を投げ出して去っていきま

した。

政治と金の問題についての鳩山前総理の言葉の軽さも尋常ではありませんでした。

一体私の知らないところで何が起つていたのかという発言も、国民にはそらざしさのきわみと響きました。きわめつけは、母上からいいたたい毎月一千五百万円の子ども手当の使い道などについて、さんざん言を左右にしたあげくに、勝場

秘書の裁判が終わり次第すべての資料を整えて説明すると、一たび国会で約束したにもかかわらず、個人のプライバシーにかかわるなどという理由で、この約束もほごにされました。

鳩山前総理から、大切な問題について、トラス・ミー、信じて待てと言われた人間は裏切られ続けてきました。これでは、政権を維持できなくなることは当然であります。最後はだからも信頼されず、当然のごとく退場を余儀なくされたわけですが、去り際も、みずからの不徳を恥じることなく、国民が聞く耳を持たなくなったという信じられない暴言を吐いて、政権崩壊の責任を被害者の国民に押しつけました。

最後の最後まで、自分がうそをつき続けたために、政権発足当初、高支持率で信頼を寄せてくださった国民が愛想を尽かした事実さえ認識しない、このような人物をリーダーに選んだ民主党の体質、責任も問われなければなりません。一年で政権がかわるのはけしからぬと他人を批判しながら、自分たちの政権は八カ月半で崩壊した事実、これをしっかりとかみしめるべきであります。

菅総理の言葉の軽さも、前任と何ら変わるところがありません。

政治と金や普天間問題など八カ月半の失政の結果、鳩山政権が崩壊したことについて責任を痛感すると所信を表明しながら、何らの責任もとらないまま総理の座におさまっておられます。副総理や財務大臣として支えるはずの鳩山政権を崩壊させた菅総理の責任を一切問わず、選挙に勝てそうならそれでよしとして流してしまふ民主党の体質も異様と言わざるを得ません。今後、国政の重要課題について、責任を痛感するという発言を連発

しながら一切責任をとらない菅総理の姿が今から目に浮かびます。

菅新政権発足直後の国民新党との連立合意の中で、郵政法案の国会中の成立を約束したにもかかわらず、わずか数日で約束をほごにして亀井大臣の辞任を招いたことは、まるでデジャブのようでありま

す。公党同士の約束をいとも軽く扱い、政治的破綻を招く言葉の軽さは、先月末に社民党との約束をほごにして、福島党首の辞任を招いた鳩山前総理と一体何が違うのでしょうか。

十年の歴史を誇る自公連立政権当時、自民党と公明党は公党同士の信義を守り、約束違反に抗議しての党代表の辞任などは一切ありませんでした。選挙目当ての野合ではなく、しっかりと政策をすり合わせてから連立を組み、公党同士が言葉を大切にしていたからこそ、自公連立政権は安定していったわけでありま

す。我々はそのことを誇らしく思います。

昨年夏の政権交代後、総理はかわつても、約束違反による党代表の辞任が繰り返される言葉の軽い今の連立与党とは際立った違いがあることは、あえて申し上げておきます。

菅総理は、過去の自分の発言に苦しめられるという、いわゆるブーメラン効果も鳩山前総理からしっかりと引き継いでいます。

秘書が罪を犯したら政治家本人が辞任するのは、我が党、すなわち民主党では当たり前のことです。という趣旨の国会発言や街頭演説を野党時代にさんざん繰り返しておきながら、自分の秘書の罪については、私、鳩山は私利私欲は追求していませんなどという、理由にならない理由でほかむりを決め込んだ鳩山前総理をやゆする、鳩山

バーサス鳩山という動画がインターネット上を駆けめぐったのは記憶に新しいところであります。

菅総理、あなたは、「大臣」という著書の中で、内閣の任期は衆議院議員の任期と連動すべきで、不信任が可決されたときと総理が交代したとき以外、衆議院の解散はやらとすべきではない、国政の重要な問題点について、主権者たる国民の判断を仰ぐという意味での解散は認められる、したがって、政策的に行き詰まったり、スキャンダルによって総理が内閣総辞職を決めた場合は、与党内で政権をたらい回しにするのではなく、与党は次の総理候補を決めた上で衆議院を解散し、野党も総理候補を決めた上で総選挙に挑むべきだと書いています。

鳩山前総理が、普天間問題という政策的な行き詰まり、そして政治と金のスキャンダルによって交代し、政権の枠組みも変わっているのだから、菅総理の持論に従えば、解散・総選挙を断行するのが当然ではありませんか。

口約束ですらきちんと守るのが政治家に求められるモラルであると思います。ましてや、書き言葉で明言し、それに基づき自公連立政権を批判し続けたあなたが、持論のとおり解散・総選挙を行えないのは、昨年夏の衆議院総選挙ほどには勝てないことがわかってからでしょう。

菅総理、要するに、あなたにとつては選挙が最優先で、日ごろ語り、したためる主義主張は単なるきれいで、都合が悪くなればいつでも破るという体質を露呈しているわけです。国民はあなたの言葉を信じられません。もし参院選で信を問うとおっしゃるとおりであるのなら、もし参院選に負けた場合には潔く退陣されますね。

菅総理、あなたの言葉に少しでも重みがあるのなら、それが当然の帰結であることは覚悟しておいていただきたい。

過去二日間の代表質問に対し、再三にわたり、国会のことは国会がお考えになると答弁した菅総理は、同じ著書の中でも書いています。

例えば、与党の代議士に金銭的な疑惑が持ち上がるとする。野党は証人喚問を要求し、国会は委員会審議がストップする。コメントを求められた総理は、国会のことは国会に聞いてくれ、私は政府の人間で、あれこれ言う立場にないと言うであろう。しかし、総理は国会議員でもあり、同時に与党の党首である。自分の党の議員が疑惑を持たれているのであれば、党首として何らかの措置をとるべきだ。三権分立だから、総理は国会に口を出せないし決め込んでいる。しかし、総理は議員の一人であるのだから、国会に対する発言権はある。

まさしく、菅総理、あなたが書いておられるとおりであります。

野党が長らく要求し続けて、かつ政府・与党から無視され続けている、鳩山前総理、小沢前幹事長、石川、小林両代議士の証人喚問や参考人招致について、菅総理、あなたは、過去に書かれたとおり、党首として何らかの措置をとるべきであり、政治家の言葉の重さを自覚しておられるのであれば、国会のことは国会がお考えになるなどとおかむりは決してできないはずだ。

あなたの言葉は、解散や政治と金という重大な問題についても、余りに軽いのです。野党時代に主張して、当時の与党を追いつめ、名声を博したきれいなごとは、それこそきれいなさつ

ぱり忘れ果てて、過去の発言を百八十度転換して保身を圖ろうとする、菅総理、あなたの今の姿は見るにたえないという言葉で形容する以外にありません。

現在の菅総理の国会答弁は、野党の質問者を挑発するときだけは身ぶり手ぶりも加えて突然興奮し、それ以外のときはひたすら官僚の作文を棒読みして顔を上げることもほとんどないという、大変情けないものです。鳩山前総理と比べても格段にひどい内容である上、総理の品格などみじんも感じられません。

なるほど、これでは野党が要求している予算委員会の開会に応じたくない菅総理の気持ちもわかると思いましたが、同情の余地はありません。言葉の軽い総理には退陣いただく以外ありません。以上が、菅内閣を信任しない第二の理由です。菅内閣を信任しない第三の理由は、七月十一日の参議院選挙の実施最優先の、国民不在、党利党略のみの国会運営です。

菅新政権は、通常国会会期中に民主党の都合で政権が突然交代したにもかかわらず、現在、予算委員会も一切開会しないで国会を閉じようとしています。

これまで会期中に首相が交代したときは、必ず予算委員会を衆議院、参議院、それぞれ三日ずつ開いて、新内閣の考え方を国会で国民に対し明らかにしてきました。

今回は、当初、民主党側から衆参各一日ずつの予算委の開会を提案しておきながら、野党側が慣例に従い衆参三日ずつを逆提案したところ、与党側は一方的に予算委を開会しないとの通告を行ってきたものです。

あぐくの果てに、菅総理は、衆議院における代表質問の答弁の冒頭、野党が予算委の開会の提案を断つたから予算委を開かず国会を閉じるのだという趣旨の信じられないようなそをつきました。野党側は、衆参一日ずつの予算委では足りないから三日ずつにしてほしいと対案を申し入れたのであって、これを受けて与党側が、当初衆参一日ずつの予算委を提案しておきながら、野党側が衆参三日ずつという対案を出すなら衆参ともゼロ日にする、すなわち予算委を開会しないというのは、常軌を逸した不誠実な対応です。

そこには、少しでも国会審議を充実させて国民への説明責任を果たそう、参院選前に政府・与党の考え方を少しでも明らかにして国民の審判を仰ごうという姿勢は全く見られません。

菅総理は、代表質問への答弁の中で、衆議院を解散しない理由として、参議院選挙で国民の審判を問えば足るという趣旨の答弁を繰り返しています。

しかしながら、予算委員会も開会せず、今や詐欺の代名詞となったマニフェストのどこを撤回するのかなどの重大な政府・与党の政策の選択について、ほとんど、全くと言っていいほど判断材料を与えられずに、国民は一体どうやって審判を下せるのでしょうか。国民に無理を強い、事実上の白紙委任を求める、このような政治姿勢は、民主主義社会において決して許されることのない、言語道断なものであり、極めて遺憾なことです。

選挙目当ての国会運営により、強行採決までして一院を通過させながら成立しなかった法案も枚挙にいとまがありません。いわゆる国家公務員制度改革法案、放送法等改正法案、郵政民営化見直

し法案、地球温暖化対策基本法案、国会法改正法案、政治主導確立法案、地域主権関連三法案、高速道路無料化法案、インターネット利用選挙解禁法案などです。鳩山前総理が政権を投げ出すことがなければ政治空白は生じず、成立していたら法案の数々であります。

多くの国民の期待を無視した、選挙優先、政策無視の暴挙と言わざるを得ません。政策よりも選挙、国益よりも党利党略の無責任は、責任放棄の国会運営を行う今の政府・与党を信任できるはずがありません。

以上が、菅内閣を信任しない第三の理由です。菅内閣を信任しない第四の理由は、脱小沢の欺瞞にあります。

小沢前幹事長が辞任し、菅総理は、小沢幹事長はしばらく静かにと発言をし、脱小沢の立場を鮮明にしたとして一時的に国民の支持を集めていますが、長続きしないでしょう。というのも、小沢氏にかわって、その側近中の側近である民主党の奥石東参院議員会長が実権を譲り受けただけだからであります。

現在、奥石会長を七月の参院選で勝たせることを最優先にして、与党のすべての国会運営が行われています。鳩山前政権当時、敗北必至と報道されていた山梨選挙区の民主党公認候補奥石会長は、鳩山退陣で息を吹き返しました。現時点では、奥石有利とする報道機関の予想が出ています。これが、民主党が特に菅政権誕生後に政治と金の疑惑などから逃げ回り、逃げ切るために予算委も開かないまま国会を会期延長せずに閉じようとする事実上の最大の理由であります。

落選を覚悟し、瀕死の状態にあった奥石会長は、現在、降つてわいた有利な状況を少しでも変えないよう、変わる前に参院選に突入できるようということしか考えていません。菅新政権誕生後の御祝儀相場のように参院選に突入したいという発想と、政治と金の問題などを追及されると御祝儀相場が一瞬で冷めてしまうので逃げ回るという行動原理です。国益や政策に一切思いをいたさず、強行採決までした法案を多数廃案にし、今や党利党略以前の自分の延命、私利私略に血道を上げていのが現在の奥石会長であります。

恐るべきことに、現在、菅総理は、この奥石会長の言いなりなのです。

既に言葉の軽さの例として挙げましたが、菅総理は、就任直後、国民新党との連立合意で、国会中の郵政法案の成立を約束したにもかかわらず、奥石会長の了解が得られないとあつさり数日後に撤回し、同法案は廃案となりました。これを受けて、国民新党代表の亀井大臣は辞任しました。今国会で郵政法案を成立させるためにはどうしても国会の会期延長が必要ですが、この選択肢は、奥石会長の私利私略に反するというものであつさりと葬り去られたということでもあります。

たとえば、強行採決してまで衆議院を通過させた郵政法案であつても、同法案を今国会で成立させると菅新総理が高らかに宣言したとしても、奥石会長の一言でつぶれてしまうということでもあります。これでは、鳩山前総理を小沢前幹事長が操縦していたように、菅新総理を奥石会長が操縦しているだけのことであります。そして、奥石会長は小沢氏の側近中の側近であることに思いをいたせば、菅新政権の一体どこが脱小沢なのでしょうか。我々は、菅新総理と奥石会長がそろつて身を引いていただくことが国家国民のためになると確信をしております。

以上が、菅内閣を信任しない第四の理由であります。菅内閣を信任しない第五の理由は、政治と金の問題についての不適切な対応、身内への甘さであります。

民主党は、政権交代後一貫して、政治と金について、自民党よりも身内に甘い体質を露呈しています。菅新政権後に、荒井大臣、蓮舫大臣、川端大臣の事務所費の疑惑が大きくクローズアップされました。同様の問題は自民党政権当時にもあつたわけですが、事務所費の疑惑を指摘されながら、領収書を公開しなかった大臣は、いずれも閣僚を辞任するなど、その職にとどまることはできませんでした。指摘を受けて、実際に一円以上の領収書をすべて公開した自民党の大臣もおりあります。

これらの対応と比べて、民主党の身内に対する甘さは際立っております。

特に、荒井聰大臣の事務所費について、民主党は、過去三年分の領収書を公開したと強弁するとともに、党の細野豪志幹事長代理が、架空、違法な支出はないと断言しました。しかしながら、まことに驚くべきことに、この領収書には漫画、衣服、下着、マッサージ治療費など、政治活動とは関係のない多くの支出が含まれていました。細野幹事長代理が、領収書を見てもらえば支出実態があつたことが確認できると説明する一方で、荒井聰大臣は、多忙をきわめる女性秘書が息

抜きのため自費で漫画を購入し、そのレシートが混入していたと発言しており、公開した領収書が実際の支出と違うことを認めています。

そもそも、身内の調査の信憑性を国民が認めるはずありませんし、会計書類の提出や説明を逃げながら、民主党の大臣のケースは自民党の大臣のケースと違うから問題ないなどと言い逃れようとするそこそが、身内に大甘な体質を如実に示しています。案の定、民主党の内部調査は全く信用できないものであることが白日のもとにさらされたわけですから、大醜態であります。

大臣本人でもないのに、大臣は就任したばかりで政務で多忙だからということでもない理由で、根拠もなく身内をかばい、国民の目を欺こうとした細野幹事長代理の責任も、そのような対応を許した民主党の責任も当然問われなければなりません。もし、政治と金の疑惑を指摘されながら、政務多忙を理由に国民への説明ができない大臣がいたとすれば、直ちに辞任すべきです。国民をばかにするにもほどがあります。

そして、何よりも、事務所費の疑惑を指摘された閣僚は、直ちに二つのこと、すなわち、領収書の公開と、本人による誠意ある説明を行わなければならないことを、現閣僚一人一人が、そして閣僚の任命責任を負っている菅総理は肝に銘じるべきです。

民主党が公開と強弁するところの、一部のマスコミ関係者だけに對する、コピーも認められないわずか二時間の領収書の閲覧では、一般国民の疑いは一切晴れないばかりか、すべての領収書の合計額も算出しようがなく、支出された事務所費の金額と比べて、領収書が大幅に足りないのではな

いか、それこそ何百万円分も欠けているのではないかと合理的な疑いがいまだに全く払拭されていません。

荒井大臣が、女性の下着を買っていたことを国民にわびたから済むような単純な問題では全くないのです。領収書を公開しなかった自民党の大臣は、いずれも職にとどまるべきでできなかったと、繰り返してつきり申し上げておきます。今のままでは、政府・与党の政治と金の対応は、自民党政権当時よりもはるかに劣るということを明言しておきます。もし、閣僚が領収書の公開を拒むのであれば、菅総理は直ちに罷免すべきであります。

荒井大臣の後援会には、国民の税金が原資である政党交付金が、民主党本部から政党支部を通じて流入しています。菅総理が、そして民主党が政治と金に関してクリーンな政治を掲げるのであれば、荒井大臣は、速やかに会計帳簿、領収書など一切の会計資料を公開し、事務所費の使途などの諸問題について誠意ある説明を行うべきであり、それができないのであれば、直ちに辞職すべきです。

なお、荒井大臣は、代表質問に対する答弁の中で、繰り返し、現在、監査法人や弁護士による領収書などの精査中と説明していますが、それにより、直ちに会計資料を公開し、誠意ある説明を行う閣僚の責務を免れられるはずありません。同様の説明を行いつつ疑惑の追及から逃げ回った鳩山前総理が、結局、何の資料も提出せず、何の説明もしないまま国民への説明責任を果たさずに逃げ切ろうとしている例は記憶に新しいところです。荒井大臣は、この例に倣って疑惑から逃げ切

ろうとしている疑いが極めて濃厚と言わざるを得ません。

荒井大臣は、国民に対する政治と金の疑惑に関する説明責任を果たさず、また、民主党は、政治と金の真相究明に全く後ろ向きで、野党が求める予算委員会での審議、証人喚問等に一切応じようとしないうまま国会を閉じようとしています。政治腐敗根絶と政治倫理向上のため、このようなことは断じて許されません。

例えば、民主党の政治と金の問題に関する身内への甘さは、そもそも鈴木宗男外務委員長就任当時から明らかでありました。

野党側が、賄賂に関する罪で一審、二審とも有罪の判決を受けて上告中の刑事被告人なので、委員会を代表して円滑かつ公平な運営に携わる役職にふさわしくないと反発したにもかかわらず、与党側は、推定無罪の原則を盾に譲りませんでした。仮に禁錮以上の有罪が最高裁で確定すれば失職することとなる同委員長の就任は、やはりガバナンス上、大きな問題があると言わざるを得ません。

民主党には、そして今の政府・与党には、法令的にも、道義的にも、政治が越えてはならない一線を守るという意識が余りにも希薄であります。自民党政権当時は、起訴されなくても、逮捕された時点で議員を辞職するのが例であり、あえて言わせていただければ、その当時の野党の民主党もそのような対応をしていました。起訴されて有罪判決が出てもなお自民党の議員の職にとどまっている例はないものと私は承知しております。自民党内の自浄作用が働いていた結果です。たとえ推定無罪の原則があっても、道義的に、法令的に政

治が越えてはならない一線を自民党は自覚していたと思います。政権交代後、このような慣例が真つ向から破られたことは極めて遺憾でありま

す。

その後、国民の約七割、八割の声を受けて、野党が一貫して、鳩山前総理、小沢前幹事長、石川、小林両代議士の証人喚問や参考人招致を求め、石川、小林両代議士の議員辞職勧告決議案の採決を申し入れてきたにもかかわらず、与党は、この国民の七割から八割の声を完全に無視しました。松本議院運営委員長が、議員辞職勧告決議案は適時適切な時期に採決をすると確約したにもかかわらずの暴挙であります。民主党は、政治と金の問題を国民の目の届かないところでこそそと封じ込めてしまおうという意図がありありとしております。ここにも民主党の身内に甘い体質が露呈しています。

脱小沢と言いつつ、小沢前幹事長とその秘書であった石川議員が特別扱いを受けているのも大きな問題です。小林議員は、鳩山前総理の辞任表明時に、名指しで議員辞職を求められ、鳩山前総理も次の衆院選には出ないと明言されていますが、小沢前幹事長とその秘書であった石川議員は、辞職を求められていないと承知をしております。なぜ小沢グループには復権の余地を残すのですか。ひょっとして、党代表に選ばれた際の小沢幹事長はしばらく静かにという発言は、この特別扱いと符合しているのですか。

菅総理、まだ業績もないあなたを国民が支持しているのは、脱小沢の期待の一点であります。あなたたは国民のこの期待にこたえなければなりません。党の代表として、あなたが堂々と小沢前幹事

長及び小沢グループの石川代議士にも議員辞職を求め、かつ証人喚問を受けるよう強く勧めてこそ、国民は菅総理の脱小沢の決意を確信するはずであります。

にもかかわらず、あなたは、この点でも一定のけじめはついたと言って、小沢前幹事長の復権の余地を残すことに固執をされておられます。これでは、国民は、あなたの政治と金の問題を一掃するという決意も、小沢前幹事長と完全にたもとを分かつという決意も感ぜることができません。

繰り返しになりますが、菅総理、あなたが小沢前幹事長の証人喚問と議員辞職を求めることこそが、脱小沢の試金石であります。国民の脱小沢の期待にかんがみれば、このテストにたえない菅総理、あなたを信任することは到底できません。以上が、菅内閣を信任しない第五の理由であります。

菅内閣を信任しない第六の理由は、民主党の政権担当能力の欠如であります。

これまで、国政上の重要課題について、自民党政権や自公連立政権の到達点を無視して、民主党の能力を過信し、無謀にもゼロからスタートして破綻することの繰り返しであります。

国政の重要課題といえば、外交・安全保障、経済財政、危機管理などが思い浮かびますが、そのいずれの分野でも、今の政府・与党が当初打つ政策よりも自民党政権当時の政策の方が正しいことが次々に証明されています。

まず、外交・安全保障分野の目下の最大懸案である普天間問題については、改めて申し上げるまでもないでしょう。

八月月の迷走により、沖縄県民、徳之島島民、

社民党、日米関係に多大な不義理を働きながら最終的に到達した地点は、自民党案そのものでした。今の政府・与党としては何とかして自民党案と違つと強弁したいでしょうが、ただただ苦しいだけです。

次に、経済財政分野の目下の最大懸案は財源問題です。

政権交代までの間、民主党は、無駄を省けば財源は何十兆円でもすぐに出てくるから消費税を上げる必要はないと主張しました。この主張は、国民にとって大変魅力的に映り、政権交代実現の大きな要因の一つになりました。

一方、自民党は、政権交代前から愚直に消費税の引き上げの必要性を主張し続けて選挙に大敗しましたが、今から思えば、選挙にとって不利になるとわかつていながら、自民党は勇氣と真心で国民に真実を語つていたのだと理解してくださる国民も多いはずで、結果は自民党の正しさが証明されたからです。

言葉の軽い菅総理は、所信表明演説において、超党派で消費税率引き上げを含む税制抜本改革の話し合いをすることを野党に呼びかけました。さも自分の提案であるかのように話す菅総理の姿を目の当たりにして、私は怒りを通り越して半ば笑つてしまいました。与野党で消費税率引き上げなどの話し合いを行うことは、既に二月の党首討論で谷垣総裁から鳩山前総理に申し入れて断られたものであります。

鳩山前総理が退陣し、その後を継いだ菅総理が、来年の予算編成もおぼつかない状況の中で、やむにやまれず超党派の取り組みを野党に呼びかけたい気持ちはわからないですが、それ

であれば、公党間の仁義としても、政治家個人の信義則としても、これまでの政策の誤りを深く認めた上で、既に自民党が提出している財政健全化法案の内容の検討から着手するのが筋でしょう。幾ら何でも言葉が軽過ぎます。

以上のとおり、外交・安全保障と経済財政という国政の二大分野の、それぞれ目下最大の懸案である普天間問題と財政再建問題について、民主党は、これまでの主張を捨てざるを得ず、自民党案を丸のみせざるを得ない状況に追い込まれております。

さらに、国政のもう一つの分野においても同様の事態が起きております。それは、危機管理分野であり、口蹄疫への対応の問題であります。

四月二十日に第一例目の疑似患者が確認されてから、自民党は、直ちに対応を開始し、幾度にもわたり政府・与党に提言を行いました。

口蹄疫の恐ろしさを知り尽くしている自民党は、十年前に発生した口蹄疫を七百四十頭の殺処分まで封じ込めて世界的に絶賛されたそのノウハウを余すことなく政府・与党に伝えようと全力を挙げました。しかしながら、今の政府・与党の反応は、口蹄疫の恐ろしさも十分に認識しておらず、そして何よりも、自民党の提言は聞きたくないという態度がありありでした。そうでなければ、自民党の提言を直ちに実施したはずであります。

自民党の提言の具体的内容には、予防的全頭殺処分を行うこと、現地対策本部を設置すること、直ちに自衛隊の出動を求めること、一般車両の消毒も行うこと、被害に遭われた農家の補償や再生産開始のための財政支援を行うための十分な予算の確保などが含まれておりましたが、いずれも即

日行われることはありませんでした。

特に重要な予防的全頭殺処分と現地対策本部の設置に至っては、実現したのは、自民党が提言してから約一カ月後のことでした。そのころには、初期に口蹄疫を封じ込めることは手おくれ、不可能となっており、その後、自民党政権の殺処分頭数である七百四十頭の数百倍の家畜の殺処分を余儀なくされました。まさに人災であります。

菅総理、あなたは、自分が手塩にかけて育てた家畜が殺処分をされ埋却されるときに、自分も一緒に埋めてくれと言う畜産農家の気持ちがわかりますか。

さらに、その後、自民党の案を丸のみして口蹄疫対策特措法を制定しましたが、いまだにその法案が求める予算措置はできていません。ここにおいても政権の責任は明らかであります。今の政府・与党に危機管理能力の能力は全くないということであります。現地対策本部長として責任を果たせなかつた山田当時の副大臣が幾ら大臣に昇格しても、全く危機管理に期待はできません。

民主党の皆様、菅内閣の閣僚の皆様は、事実から虚心坦懐に学んでいただきたいと思ひます。外交・安全保障の目下の最大懸案である普天間問題、経済財政分野の目下の最大懸案である財政再建、危機管理の目下の最大懸案である口蹄疫対策についても、皆様を取り組みを進めると、最後はすべて自民党案に収束するではありませんか。

皆様の重要な業績は、公務員の税金の無駄遣いを指摘する事業仕分け以外、本当に何もないのではありませんか。これこそ、今の政府・与党の政権担当能力のなさを如実に示しているものではないと思ひます。

以上が、菅内閣を信任しない第六の理由であります。

菅内閣を信任しない第七の理由は、法令的にも道義的にも政治が越えてはならない一線を守るという意識が決定的に欠如していることであります。

習近平国家副主席が中国から来日した際に、天皇陛下の三十日ルールを破りました。

また、政治と金の問題についての捜査に関して、検察批判をするグループが民主党内に次々と立ち上がりました。

選挙目当ての外国人地方参政権付与法案についても、いまだに将来の不安は消えませんが、在日外国人の皆様にも子ども手当を差し上げて、地方参政権も付与すれば選挙に勝てるだろうという、選挙目当てのとてもない政治行動であります。

菅内閣が、そして民主党が、法令的にも、道義的にも、政治が越えてはならない一線を守るという意識が決定的に欠如した体質をしていることは明らかであります。

以上が、菅内閣を信任しない第七の理由です。菅内閣を信任しない第八の理由は、マニフェスト違反と政務三役が説明しない事業仕分けの欺瞞です。

マニフェストは、もはやだれも信じていません。本来、マニフェストは、しっかりとした財源の裏づけのある政策しか書いてはならないというのが本國イギリスでのルールであります。サッチャー当時の首相は、何度も、マニフェストの命は財源であると話されております。財源の裏づけのあるものしか記入できないマニフェストだからこそ、財政規律を守る大事な政治ツールとして機

能できるわけであります。そして、マニフェストに書いてある政策しか言つてはならない選挙に意味が生じるわけであります。

しかしながら、今や、本来財政規律を守るためのマニフェストが、財源の裏づけのないばらまき政策を選挙目当てで行うための免罪符と化し、財政規律にとつての最大の脅威となつています。

全く制度の当初の目的とは正反対の事態を招いているのは、民主党の責任であります。直ちにマニフェストを撤回して、国民に謝罪の上、政策上の選択肢を再度示してから、衆議院を解散して国民に信を問うべきであります。

また、政治主導が本ならば、事業仕分けに政務三役に出てきていただきたいと思ひます。現在は、ごくたまに大臣政務官が参加しているだけです。その数はどんどん減つていっております。政治主導と言ひながら、国民への最も大切な説明責任、税金を使う必要性の説明について官僚任せなのは本におかしいではないですか。

本に政治主導を実行するというのであれば、もはや聖域でも何でもなくなつたマニフェストの目玉施策の実施に反対する国民の代表も仕分け人に加えて、民主党の誇るスター閣僚が実施の必要性を説く真の政治主導と呼べる事業仕分けを見せなくてはいいと思ひます。例えば、国民の反対の多い子ども手当の必要性について、ぜひとも長妻大臣に説明していただきたい。そのようなイメージの、国民が本に求める、国民の期待する事業仕分けをどうかやっていただけないでしょうか。これこそ、国民の期待するところだと思ひます。菅総理は、このような事業仕分けの政治主導とはかけ離れた実態を放置しつゝ、かつ、政治家と

官僚は役割分担が大事だとおつしやいますが、事業仕分けにおいては、都合により自分たち政治家の役割を官僚に押しつけているだけのことでないですか。このような政治主導のかけ声倒れの内閣を信任することは到底できません。

以上が、菅内閣を信任しない第八の理由であります。菅内閣を信任しない第九の理由は、最小不幸社会という考え方が、国民の一部の利益しか代表しないものであり、かつ、今の日本株式会社は、取締役である閣僚に労働組合の意向を受けて動く者が多過ぎるからであります。

最小不幸社会という考え方は、非常に後ろ向きで、国のリーダーとして採用すべきものではない上、野党時代からおつき合ひしてきた国民の一部を念頭に置いていることが明らかであります。そこには、大企業や公務員、さらには自民党関係者など、今の政府・与党から幸せという烙印を押された国民のグループとは没交渉で、これらの幸せと烙印を押されたグループは基本的に無視するという今の政府・与党の姿勢が浮かび上がつてまいります。

最小不幸社会という発想には欠けるところがあります。そこには、不幸な人ももちろん幸せにするが、幸せな人ももっと幸せにするという最大多数の最大幸福、ただし最大多数に漏れた国民へも最大の配慮をするという、国民全体の利益の実現を目指す政治にあるべき意識がうかがえません。このことは、今の政府・与党がいわゆるお友達ばかりを優遇してきたことからも明らかであります。さらに、今の内閣には労働組合の影響下にある

閣僚が多過ぎるため、日本株式会社の取締役である閣僚が、取締役会に相当する閣議において、日本株式会社の成長や売り上げの増加を論じるよりも、手当の話ばかりするという事態に陥つております。取締役会に労働組合代表を多く参加させ過ぎれば当然起こるであろうことが起きているだけであります。

労働組合代表の議員を多く抱え、労働組合から経済的支援を受けている民主党が政権与党である限り、この体質を変えることは不可能と思へます。以上が、菅内閣を信任しない第九の理由であります。

菅内閣を信任しない第十の理由は、菅総理に国家国民を守る気概を期待できないということでもあります。

拉致問題の実行犯である辛光洙の助命嘆願書に署名した菅首相に、国家国民を守る気概など一切期待できません。菅総理、あなたは拉致被害者とその家族の皆様の気持ちを考えたことがあるのですか。このことは一切多言を要しないと思ひます。

以上が、菅内閣を信任しない第十の理由であります。(発言する者あり)

○議長(横路孝弘君) 静粛に願ひます。

○赤澤亮正君(統) 菅内閣を信任しない第十一の理由は、菅総理に国を背負う気概を期待できないということでもあります。

一昨日、サッカーのワールドカップ大会において、カメルーンを見事破つた日本チームは、キックオフ前の国歌斉唱で全員で肩を組んで歌つたそうです。それを提案したのは閣内王選手

だつたそうです。

国旗・国歌法案に反対し、国歌を歌わない菅総理に、日本チームの選手の気持ちはわからないでしょう。特に、国歌はもつと元氣が出るものの方がよいのではないかと趣旨の発言を繰り返している菅総理は、最も元氣を出さなければならぬキックオフの直前に、国歌の持つ重みをかみしめようとした日本選手たちの気持ち、そのことで国を背負う気概、やる氣を奮い立たせた日本チームの心意氣は到底理解できないでしょう。

この記事を読んで、私は、日本選手の勝利を二重にも三重にも祝ひたい気持ちになりました。それと同時に、君が代では余り元氣が出ないという菅総理の発言を思ひ出して、本に暗たんたる気持ちになりました。

菅内閣の閣僚は、全員で肩を組んで君が代を歌うことができますか。日教組出身の国会議員や、日教組を含む連合出身の国会議員を多数含む今の政府・与党は、一体となつて与党の議員の皆様が全員で肩を組んで君が代を歌うことができますか。国家を背負う気概をみなぎらせて、本に、今の菅内閣、そしてそれと一体とされる民主党を初めとする政府・与党が日本を勝利に導けるのでしょうか。

我が自民党は、全員が肩を組んで力強く国歌を歌えると断言できます。国民の皆様は誇りを持って申し上げたいと思ひます。(発言する者あり)

○議長(横路孝弘君) 静粛に願ひます。

○赤澤亮正君(統) 自由民主党は、選挙のもとで割れることはあつても、国旗・国歌のもとで割れることは決してありません。菅総理の率いる新内閣と民主党は、選挙目当てでまとまることはあつ

ても、国旗・國家のものとてまとめることは決して期待できないではありませんか。私は、どちらの党が我が國の将来を担うべきか明白であると考えます。

以上が、菅内閣を信任しない第十一の理由であります。

以上述べてきましたとおり、菅内閣を信任できないことは明らかであります。菅総理が一国の指導者として最低限の見識と責任感を持つのであれば、かねてからの民主党の主張のとおり、そして御自身の本で書かれたとおり、一刻も早く國民に信を問うべきであります。

議員各位の御賛同を心からお願ひし、以上で、私が本決議案を提出する理由の説明を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 討論の通告があります。順次これを許します。鈴木克昌君。

(鈴木克昌君登壇)

○鈴木克昌君 民主党の鈴木克昌であります。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました内閣不信任決議案に対し、断固反対の立場から討論をいたします。(拍手)

昨年の総選挙で三百八議席という圧倒的國民の皆様の支持を受けて誕生した民主党を中心とした連立政権、この九カ月の足跡を振り返れば、決して平坦な道程を歩んできたわけではありませんでした。それは当然であります。我々の政権が挑戦し続けているのは、長きにわたる自民党政権が築き上げてきた既得権益構造がはびこる政治、行政を根底から覆す大改革であるからであります。

自民党政権下の内閣は官僚の実効支配を許し、与党議員は族議員として隠然と影響力を行使することに奔走し、主権者たる國民の声は遠く届かなかった官邸と霞が関。我々は、ここに國民、生活者の息吹を強く吹き込むことに挑み続けているわけであります。

多くの抵抗があります。場合によってはサボタージュもあるでしょう。そして、日々膨大なエネルギーを必要とする難事業であります。しかし、政治家が主導し、責任をとりながら、行政の英知を束ね、活用し、我が國の新しい道筋を切り開き続けているのです。

昨年の政権交代後、直ちに事務次官會議を廃止して、閣僚が政策を直接協議、調整する仕組みに改めました。各府省においても、大臣、副大臣、政務官の政務三役が政策決定を行う仕組みを導入し、政治主導の体制整備を進めました。

これまでは、丸投げされた官僚が事前に省庁間で根回しをして、閣議は、議論もなく、ただサインをするだけのセレモニーでした。自民党の諸君は、本場にこれが内閣のあるべき姿と今もお考えなのでしょうか。

官邸においても、省庁においても、政治家が責任を持つて議論を重ね、政策を決定する。スマートなセレモニーとはほど遠くとも、時には手間取ることもあっても、まだまだ未熟な部分が残っている、本場の政治の姿はこちらの方にあります。はないでしょうか。

政治家が國民、生活者から負託された責任を貫く、その結果、事業仕分けに象徴されるように、税金の使い道の透明性が高まり、これまで見過ごされてきた無駄遣いに切り込むことができました。

た。

また、今年度の政府予算は、公共事業費を一・八・三減とする一方で、社会保障費は九・八増、教育費も五・二増など、予算配分を大きく見直し、國民の命と暮らしを守る予算とすることができました。これは、官僚支配の自民党政権では到底でき得なかった、大改革を象徴する一例であります。

厳しい経済情勢を背景とした税収の落ち込み、そして自民党政権が無責任に積み重ねてきた巨額の財政赤字、この過酷な条件の中でも、民主党マニフェスト政策を中心に、既に多くの実績を上げてきています。

子ども手当、高校の無償化、農業の戸別所得補償、数々の雇用政策、支援、また生活保護の母子加算復活や父子家庭の児童扶養手当給付、そして肝炎被害者、水俣病被害者、被爆者の方々の視点に立った政治判断、これらはいずれも、自民党政権ではあり得なかった施策の数々であります。國民の皆様からお預かりした税金を、必要としている当事者に無駄なく活用する施策。当たり前のようですが、実は、これは改革の大きな特徴でもあります。

これまでの事業は、税金が当事者に届くまでに幾重にも不透明な仕組みや団体などが介在し、利権や天下りの温床となっていました。言葉をかえれば、使われた税金の多くが、政策や事業の目的とはかけ離れた不透明な世界に吸い取られていたものであります。

自民党政権の強大な負の遺産に決してひるむことなく、民主党政権は、改革の険しい道を一歩一歩その歩みを重ねているのであります。

國民の皆様方の期待を受けて誕生した前鳩山総理は、結果としては申しわけないことになったわけですが、新しいリーダーシップのもとでもろもろの課題を進めていく、このように判断をいたしました。そして、身を引く勇断をされたわけであります。

菅内閣は、この勇断を受けて、民主党が進めるこの國の大改革、再生の歩みを決してとめることなく、さらに加速するために発意いたしました。菅総理は、既に所信表明において、強い経済、強い財政、強い社会保障の一体的実現で元氣な日本を復活させる道筋を具体的に説明いたしました。

そして、民主党は、予算委員会の開催や党首討論開催を野党に呼びかけ、国会の場での政策討論実現を提言いたしました。しかしながら、野党は、これを拒んだのであります。全くもって驚くべき暴挙であります。あげくの果てが、この内閣不信任決議案であります。

國民の前での正々堂々とした政策議論からひたすら逃げて、相も変わらぬ日程闘争という旧態依然とした国対戦術、そしてアリバイ闘争に、國民の信は到底あり得ません。野党の諸君は、真摯に國民の声に耳を傾け、猛省すべきであります。

反対のための反対、批判のための批判を弄するのではなく、政策を持つて論を闘わす、責任ある政党に脱皮することが今何よりも國民から求められていることを受けとめるべきであります。

民主党が進める大改革は、歴史の必然であることを確信します。そして、議題となった内閣不信任決議案を否決することは、未来から託された使命であると確信をいたしております。

議員各位、決して時計の針を逆に戻してはなりません。ともに、これまでの既得権益構造との決別を誓い、政治家が国民、生活者から負託された責任を全うする政治を再生させようではありませんか。

本院が良識を持って圧倒的大差で菅内閣を信任し、日本の政治をさらに一歩二歩進めることを切に願ひ、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 大村秀章君。

(大村秀章君登壇)

○大村秀章君 自由民主党の大村秀章です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました菅内閣不信任決議案に対しまして、断固賛成の立場から討論を行います。(拍手)

六月二日、鳩山前総理が八カ月の迷走を続けたあげく、政治と金、普天間、口蹄疫、経済無策などで行き詰まり、突然、政権をほうり投げました。無責任のきわみであります。

会期末に十日間もの政治空白、与党による前代未聞の無責任な審議拒否とも言えるありさまです。

ただ、新政権ができた代表質問と一問一答の予算委員会をやる。そこでの議論で論点を掘り下げて、国民の皆様は各党の政策を判断していた。たく。当然のことであり、準備をしておりました。しかし、ここでもまた、突然、与党から審議拒否されてしまいました。

何と、予算委員会を全く開かず何があっても国会を開く。そして一切議論せずに参院選に突っ込む。菅総理の答弁は危なっかしくて、政策も準備不足で、とても議論にたえるものではない、一

問一答の予算委員会はもたない、荒井大臣に至っては、事務所費問題の説明が全くできない、これ以上不祥事が出てきたらまらない、とにかくさつさと国会を開いて議論にふたをしてしまえと、民主党参議院側が、奥石会長を先頭に、強硬に主張したと報道をされております。菅総理に申し上げます。

なぜ逃げるのですか。なぜ逃げるのですか。なぜ国会の議論から逃げるのですか。なぜ予算委員会の議論から逃げるのですか。そんなに国会の議論が怖いのですか。国会で議論を重ねれば、次から次へとぼろが出て、化けの皮がはがれて、もない、国会論戦にたえられない、だから逃げるのですか。いつからそんな腰抜け、ひきょう者になったんですか。あなたは何のために総理大臣になったのですか。議論から逃げるためですか。恥ずかしありませんか。恥ずかしありませんか。

そもそも、不十分とはいえ、予算委員会を衆参一日ずつでもやろうと提案してきたのは、民主党ですよ。樽床委員長ですよ。それが、先ほど言った理由で、参院の奥石会長のツルの一声で、とにかく選挙のためには国会を開くという、予算委の提案を今週になって突如、撤回してきまして。

これが事実のすべてでございます。にもかかわらず、先ほどの鈴木議員のあの発言は何ですか。盗人たけだけしいとは、このことでございます。十分反省していただきたい。うそを言わないでいただきたい。うそを言わないでいただきたいと申し上げたいと思います。

新政権になって、選挙を前にして予算委員会を

開かなかつたことはありません。国会の慣例、ルールを、民主主義を踏みこむ、まさに暴挙であります。ぼろが出ないうちに選挙との、党利党略そのものであります。

この一連の経過のどこに、菅総理、あなたのリーダーシップがあるのですか。いきなり奥石参議院会長の言いなりではないですか。小沢・奥石ラインのなすがままではないですか。あなたが所信表明の最後で強調した、政治的リーダーシップが最も欠如している総理があなたではないですか。このことだけで、あなたに総理大臣の資格がないことが満天下に示されたと言えます。

さて、鳩山政権がすべてに行き詰まって退陣しても、選挙目当てに表紙を変えただけで、国政のすべてに停滞と混乱をもたらした民主党政権の本質は何ら変わりません。この九カ月間、日本の政治経済を著しく劣化させた民主党亡国政権の大罪を指摘したいと思ひます。

まず、政治と金、違法献金の問題。

鳩山前総理の、六億円の脱税、元公設秘書二人が有罪。小沢民主党前幹事長の、四億円の不動産を政治資金で購入した際の政治資金規正法違反事件、石川知裕議員を含む秘書三人が逮捕、起訴。小沢氏自身も、検察審査会で起訴相当とされました。また、小林千代美議員の選対幹部の元連合札幌会長が公選法違反事件で有罪。さらに、北海道教職員組合からの違法献金事件で、自治労、北教組関係者も有罪。

これだけ政治と金、違法献金問題が頻発したにもかかわらず、民主党は、鳩山前総理、小沢前幹事長らの証人喚問等にふたをし、議員辞職勧告決議案をも握りつぶしてきました。信なくば立た

ず、政治に一番大事な信頼を踏みにじってきたのが民主党政権であります。

そこに、荒井、川端、蓮舫、三閣僚の実態のない事務所費問題。たった二時間だけの限定説明では、事実確認のしようがありません。なぜ全面公開できないのですか。これでは、疑惑がさらに深まったと言わざるを得ません。特に荒井大臣の事務所費には、少女漫画や下着までであるとの報道がありました。その説明も支離滅裂です。

荒井大臣を隠すために予算委員会をやめて国会を開くんだと言われてます。汚名返上というなら、荒井大臣、ぜひ全面公開して説明してください。それができないなら、菅総理がかつて言っていたように、潔くやめてください。川端、蓮舫両大臣も同じです。

次に、沖縄の普天間基地移設の問題も、あいた口がふさがりません。

最低でも県外移設、沖縄の青い海を埋めることは自然への冒瀆、腹案がある、五月末に決着すると言いつつ延び延び、このありさまです。八カ月迷走を続けたあげく、名護の辺野古の現行案そのもの。我々の政権が誠意を持って積み上げてきた沖縄の方々との信頼は、こつぱみじんにぶち壊され、沖縄では、民主党政権に対する怒りが沸騰しています。

この間、アメリカとの信頼関係は地に落ちました。オバマ大統領を、トラスト・ミーと言って翌日裏切り、その後、まともな会談も開けません。戦後日本の平和と安定、経済発展は、この日米同盟があったからこそ。これをずたずたにし、ゼロどころかマイナスにしてしまった民主党政権の責任は、国の安定の基盤を揺るがし、経済、産業を

含め、はかり知れない国益を損なったという意味で、まさに万死に値します。

菅副総理は何をしていたんですか。所管外だからだまりですか。鳩山総理がけるのを待っていたのですか。副総理は共同責任ではないのですか。

岡田外務大臣、前原沖繩担当大臣、北澤防衛大臣も同罪です。嘉手納統合案から徳之島まで、実に多くの閣僚が思いつきも含めて無責任な発言を繰り返して、迷走を続けたあげく、頓挫しました。鳩山内閣の閣僚全員の責任です。

しかし、関係閣僚は、そろいもそろって留任です。全く理解できません。菅内閣には、この問題についての責任感のかけらもないと言わざるを得ません。

さて、口蹄疫の問題では、宮崎県の畜産農家を初め関係者に心からお見舞い申し上げます。国会としても万全の対策を講じることをお誓い申し上げます。

しかし、民主党政権は、ここでも驚くべき危機管理能力の欠如、無能ぶりを露呈いたしました。

宮崎県で四月二十日に感染が確認されてから、鳩山前総理を本部長とする対策本部を立ち上げたのが、一カ月おくれの五月十七日。赤松前農水大臣は、あるうことか、四月三十日から九日間も中南米を外遊。この間、山田副大臣も一週間農水省に出勤しておりません。無責任のきわみでありま

す。そして、政府の対策は後手後手に回り、今や三十万頭に上る殺処分をしなければならない状況に追い込まれました。山田副大臣自体、五月の半

ば、初めの埋却処分がおくれ、感染拡大を招いてしまったと述べ、初動のおくれと責任を認めています。にもかかわらず、大臣に昇格。

菅内閣には責任という概念があるんですか。今や、感染は宮崎県全域に広がり、九州及び日本の畜産の危機です。非常事態を宣言して国会を延長して毎日審議をして対策に万全を期すべきとの申し入れを、十一日、仙谷官房長官に行いました。が、ナシのつぶてです。民主党政権の無策による人災にもかかわらず、危機感も責任感もゼロと言わざるを得ません。

さて、日本経済は、リーマン・ショック後、私たちの自民党政権下で講じた経済対策によりようやく持ち直してきましたが、今まさに瀬戸際、正念場に来ております。

経済効果の少ないばらまきで財政を悪化させ、成長回復に向けた処方せんもない、鳩山政権の経済無策は看過できない、経済政策を大転換し停滞を打開せよと読売社説が指摘をしておりますが、そのとおりだと思います。

今の日本に必要なのは経済の成長戦略、大事なのは企業と生産基盤を国内に残すこと、そのための政策を我々自民党政権では進めてまいりました。

しかし、今の民主党政権の政策は真逆であります。昨年十月、三兆円も景気対策のための補正予算を執行停止、今年度予算で二割も公共事業を削減、デフレを推進、円高を放置し産業の空洞化を促進、CO₂の二五％削減を強行採決しました。本当にこれを二〇二〇年に実行すると、日本国内では、製造業、物づくりも、鉄鋼、セメント、鋳

物といった素材産業も、エネルギー産業も、成り立ちません。まさに企業の追い出し政策です。

この間、事業仕分けなるもので、科学技術予算を無駄と決めつけ、大幅に削減しました。運輸大臣の二番じゃだめなんですかとの発言が全世界の科学者、教育関係者、産業関係者から失笑と怒りを買ったのは記憶に新しいところですが、それだけでは済みません。日本はどうとう将来の成長の種になる科学技術まであきらめたのかという、誤ったメッセージとなつてしまいました。

今回の「はやぶさ」の帰還も同じです。世界に冠たる快拳と菅総理も口では言いながら、後継機の開発費を、我々の政権で十七億円で要求していたものを、事業仕分けでばつさり切つて、何と三千万円。今後のめどが立たず、関係者は途方に暮れています。これが菅前財務大臣と川端文科大臣の成果ですか。確かなのは、民主党政権に成長戦略は全くないということです。

また、先日強行採決した郵政改革逆戻り法案も象徴的です。郵政を国営に戻して、受け入れ限度額を倍に、マネーを民間から国に還流させて国債に積むだけ。経済成長に何ら寄与することなく、財政規律を麻痺させ、財政破綻のそのときまでただ国債を買い続け、ある日突然、国債暴落とともに崩壊、破綻します。

こんな愚かな間違いだらけの政策しか出てこない国に、だれが投資しますか。日本企業もどんどん海外に逃げ出しています。ギリシャの次は日本。そして、日本が破綻したときは、だれも助けられません。世界経済が恐慌に陥るときです。こんな破綻シナリオを回避するためには、参院選で

民主党亡国政権に鉄槌を下し、我々自民党の成長戦略を断行するしかありません。

このほかにも、繰り返されるマニフェスト違反のオンパレード。脱官僚をあきらめ、公務員改革は天下りフリー、年金も二年で集中的にやらない、医療制度は先送り、診療報酬も実質マイナ

ス、B型肝炎訴訟は和解を先送り、子ども手当も満額断念、暫定税率の廃止もやらない、無料化と言っていた高速料金も多くは値上げ。今や、民主党マニフェストは、うそと詐欺の代名詞とまで言われる始末でございます。

十回の強行採決を繰り返したあげく、法案の成立は戦後最低の五〇％台、政権運営の責任はみじんもありません。そして、連立政権も、鳩山前総理が辞職し、福島首も県外、国外の約束をたがえられたあげくに更迭、亀井代表も郵政法案成立の約束を裏切られて辞職。政権発足当初の三党首は、すべて閣外に去りました。もはや連立政権の体をなしておりません。

以上、民主党政権九カ月の、恐るべき無能、無策と迷走、混乱を指摘いたしました。

それは、鳩山内閣から菅内閣にかわつても、表紙がかわつただけで、本質は変わりません。今や、民主党政権、菅内閣の存在そのものが、日本にとつて災いのもととなっています。その存在が一日一日と続いていくことが、日本に最大不幸社会をもたらすことは明らかであります。

鳩山前総理は、平成の脱税王でルーピーでした。小沢前幹事長は不動産王で、閣僚には、マニフェスト違反王からスキャンダル王まで盛りだくさんであります。

○議長(横路孝弘君) 大村秀章君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○大村秀章君(続) それを統括して恥じない菅総理、あなたは、さしずめ、日本に最大の不幸をもたらす大魔王、不幸の大魔王であります。究極の王様です。しかし、国民にとって、すべてこんな王様、願ひ下げであります。一刻も早く退治できるように、断固闘います。

そして、日本を不幸のとりこにするあなたの方、あなたの方、あなたの方民主を追ひ払い、我々の手で、自民党の手で、もう一度、夢と希望にあふれる一番の国にいたします。すべての人が、地域が、安心、希望、誇りを持てる社会をつくりまします。

そのためにも、不幸の大魔王である菅総理、おのれを知って退陣した鳩山前総理と同様、一刻も早い退陣と衆院総選挙で国民に信を問うべきことを申し上げます。

どうか、議員の皆さん、特に与党の皆さん、良心のかけらでもあるなら、この不信任案に賛成し、日本を救おうではありませんか。

特に、沖縄、鹿児島、普天間でこれだけ裏切られてもいいのですか。宮崎の皆さん、口蹄疫対策に万全を期して、農家の皆さんの心にとたえませんか。そのためにも、これらの施策にすべて後ろ向きな菅内閣をかえて、倒して、新しい体制をつくりませんか。

与野党の枠を超えて賛成を賜りますよう、議員の皆様の良心に心から期待をして、私の菅内閣不信任決議案の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 遠藤乙彦君。

(遠藤乙彦君登壇)

○遠藤乙彦君 公明党の遠藤乙彦でございます。

私は、公明党を代表し、ただいま議題になりました菅内閣不信任決議案に賛成の立場から討論を行うものであります。(拍手)

まず冒頭申し上げたいのは、六月八日に菅新内閣が発足し、つい先日、十一日に総理の所信表明を伺ったばかりであります。

まさか、本日、菅内閣不信任決議案が提出され、それに賛成せざるを得ないというのは、まことに遺憾と言うほかありません。内閣発足後わずか九日間の内閣不信任案が出されるなど、前代未聞、憲政史上初の珍事であり、言葉をかえれば、菅内閣がいかにまれに見る異常な強権内閣であつたかの証左でもあります。

結論から申し上げます、菅新内閣は、残念ながら、全くその任にたえない内閣であり、即刻退陣を求めるものであります。

以下、その理由を端的に申し上げます。

第一に、菅内閣は、平気で人をだます裏切り内閣であります。

これまで国会では、政権がかわった場合、直ちに予算委員会を開会し、国民の前で新しい総理の政治姿勢について与野党で議論を行うのは当然のことであり、憲政の常道でありました。ところが、菅政権は、あろうことか、衆参で予算委員会を全く開かず、国会を本日閉じようとしております。

そもそも、野党の強い要求で渋々衆参一日ずつ

の予算委員会の開催を提案したのは与党の方じゃありませんか。その提案をみずから突如撤回し、会期を本日で閉じてしまふ行為は、まさにベテンス師そのものであり、言論の府を土足で踏みにする行動にほかなりません。

さらに、昨日は、参議院において、問責決議案等の上程を避けるため、ひそかに本日の参議院本会議立てを見送り、閉中審査手続を含め、すべての議案の審議を与党みずから放棄しようとしたくらののであります。野党の強い抗議で断念したものの、もはや正気のさたとは言えないと思ひます。

一方、菅総理は、郵政改革について、六月四日の国民新党との連立政権合意において、郵政改革法案を速やかに成立を期すしましたが、それを、舌の根も乾かぬ、わずか数日でほごにしてしまいました。この裏切りによって、国民新党亀井代表を閣僚辞任に追い込んだわけであります。これが政権与党のすることでしょうか。

郵政改革法案そのものには重大な問題がありますが、ここで申し上げたいのは、菅総理は、連立のパートナーでさえもいとも簡単にだますということであります。社民党もまた、同様の憂き目に遭わされたのであります。まさに、約束は破るためにあるというのが菅民主体内閣のモットーのようであります。

このように、平気で相手をだまし、裏切る。そんな人間に一国の総理が務まるわけがない、国政をゆだねるわけにはいかないと断言するものであります。

第二に、菅内閣は、疑惑隠し内閣であります。

そもそも、菅総理、あなたは、鳩山前政権の中で、副総理兼財務大臣として、政権の中核として大変重要な位置にありました。政治と金の問題や普天間問題など九カ月間にわたる鳩山失政の責めは、鳩山総理のみならず、当然、あなたにもあるわけであります。そのあなたが、総理になられた最初の所信表明の中で、私も前内閣の一員としてこうした状況を防げなかった責任を痛感していますとおっしゃいました。

ところが、実際には、菅新政権は、この言葉を翻し、わずか数日のうちに全く逆のことを行ってきたわけであります。

すなわち、小沢氏の元秘書で逮捕、起訴された石川知裕議員や、北海道教職員組合から違法な企業・団体献金を受け取り、選挙対策の資金管理責任者に有罪判決が下つた小林千代美議員に対する辞職勧告決議案についても、幾ら野党が採決を迫っても、今日までたなざらしのままであります。

また、鳩山総理は、実母から提供された資金の使途について、裁判が終われば書類の返還を求めて、そしてそこで皆様方に見ていた、だいたいと国会で答弁しておりました。しかし、いまだに、その資料の提出に全く応じようとしておりません。菅総理が本当にクリーンな民主党に変わるといふならば、すぐにでも、党代表として、党に、具体的な行動として、疑惑解明を指示すべきではありませんか。ところが、あなたは、役職を退いて責任はとつたと言ひ逃れをするだけで、全く疑惑を解明しようとしておりません。

さらに、菅総理、あなたは、民主党代表選の出

馬会见で、小沢氏について、小沢幹事長は、国民のある種の不信を招いたことで、しばらくは静かにしていただいた方が、本人にとつても、民主党にとつても、日本の政治にとつてもいいと発言をいたしました。

あなたは、小沢幹事長が国民の不信を招いたことを認めているならば、静かにしてもらうのではなく、国会や国民の前で小沢氏に堂々と説明してもらうのが筋ではないのか。それでは、ほとぼりが冷めるまで、選挙に勝つまでは隠れていく、ささいなことではありませんか。それこそまさに小沢隠し・疑惑隠し内閣そのものであると言わざるを得ません。

また、先ほど触れたように、菅代表率いる民主党は、選挙前に国会で追及されたくないばかりに、予算委員会を開会せずに今国会を閉じようとしております。臭い物にはふたとばかりに、あなたは逃げてばかり。三十六計逃げるにしかず、まさに逃げる奇兵隊であります。その姿は選挙至上主義そのもので、すべての疑惑にほかむりをしたまま選挙に逃げようとしております。

こんなことを国民がわかんないと思つているんでしょうか。この民主党の浅ましい対応には、新聞各紙も、到底容認できないなどと、厳しく糾弾いたしております。まさに党利党略の疑惑隠し内閣であると強く指摘するものであります。

第三に、菅内閣は、マニフェスト詐欺内閣であります。

昨年の民主党マニフェストで掲げられた高速道路の無料化についてであります。これは、菅総理が、平成十五年、民主党代表であつたときから、

あなたが最も強く推進してきたと認識をしております。

ところが、高速道路の無料化をめぐる混乱ぶりは、本当にひどい。本来高速道路料金の割引の原資となる財源の一部が高速道路建設に充てられることになり、無料化どころか、一律二千万という負担増を国民に押しつける案を提示。さすがにこれには民主党内からも異論があり、とうとう、うやむやにしてしまいました。まさに国民を愚弄しております。

マニフェスト違反は、これ以外にも、高校生の所得税特定扶養控除の縮減や、十五歳以下の扶養控除について住民税分の廃止、自動車関係諸税の暫定税率の廃止の撤回など、数え上げれば切りがありません。

長妻厚生労働大臣は、先日、子ども手当二万六千円支給は難しいと発言し、子ども手当の満額支給を事実上撤回いたしました。これこそ、うその典型ではありませんか。この一点だけで、長妻大臣は辞任に値します。

財源の目当てもなく、国民にうその公約で選挙民をだまし、政治不信を招いたその罪は、日本の歴史に残る巨悪と言わざるを得ません。

ところが、所信表明演説で、菅総理は、これらマニフェストが実現できなかったことを何ら総括もしようとしていない。私を信頼していただきたいと述べていますが、そんな総理の言葉にだれが耳を傾けるといふんですか。まさに菅内閣は、マニフェスト詐欺内閣、国民だまし内閣と言わざるを得ません。

第四に、菅内閣は、そもそも閣僚の任にたえ得

ない、資質なし内閣であります。

まず、昨日まで衆参代表質問でも糾弾され、本日参議院で問責決議案が提出された荒井国家戦略担当大臣であります。荒井大臣は、政治団体の事務所費経費で、事もあるうに、女性の下着や少女漫画を政治資金で購入していたというのだから、ただただあきれるばかりであります。恥を知るべきであらうと思います。

荒井大臣は、菅総理、あなたの側近中の側近であり、北海道選出議員でありながら、その事務所は、あなたの選挙区である東京・府中市にあるというではありませんか。その事務所は、実体のない名ばかりのものであることが明らかになっております。荒井大臣は、合法だからいいとか、領収書を出さなかった自民党よりもましとか、言いわけをしておりますが、そんな言いわけに国民はだれも耳をかしません。

荒井国家戦略担当大臣の身体検査はしたんですか。任命した菅総理は責任を明らかにするべきであると強く申し上げておきたいと思ひます。

また、運輸行政刷新担当大臣についても、男性公設秘書が、深夜、痴漢を働き、警察の事情聴取を受けました。まさに言語道断であります。この秘書を直ちに解雇することなく、記者の追及にも秘書をかばうなど、倫理観欠如も甚だしい。秘書の罪は議員の罪。あなたには行政刷新を語る資格はないと指摘せざるを得ません。

そして、一番資質が問われるのは、菅総理、あなたであります。

総理は、六月四日の代表選前の演説で、私も一〇〇%真っ白というところまで自信はありません

がと発言しました。自分が真っ白でないから、他の疑惑の議員にも厳しく対応できないんですか。そんなあなたを総理としなければならぬ国民こそが、あなたの言葉をかりて言えば、まさに最大不幸ではありませんか。

政治の要諦を示した中国の古典「貞観政要」に、次のような言葉があります。「君は舟なり、人は水なり。水はよく舟を載せ、またよく舟を覆す」とあります。船出したばかりの菅船の船底には、はや不信という巨大な穴がぼつかりあいており、転覆は時間の問題と自覚すべきであります。

どうか、総理、あなたが本当に国民生活のことを思うのであれば、即刻、辞任をするか、あなたが野党時代に言ってきたように、衆議院を解散して国民に信を問うべきであると強く申し上げ、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 穀田恵二君。

(穀田恵二君登壇)

○穀田恵二君 私は、日本共産党を代表して、菅内閣不信任決議案に賛成の討論を行います。(拍手)

政治を変えてほしいという国民の期待とみずから掲げた公約を裏切ったことに対する国民の大きな怒りの前に、鳩山内閣は退陣を余儀なくされました。

鳩山内閣の副総理だった菅総理は、その政治のかじ取りに共同の責任を負っているのではありません。ところが、菅総理には、その自覚も反省も見られません。

菅氏は、民主党代表選の出馬会見で、普天間基地問題と、政治と金について、二つの重荷を総理

みずからがやめることで取り除いていただいたと言いつちました。そして、所信表明演説において、これと同様の認識を繰り返したのであります。前任者がやめたことをもって、これだけ重大な問題を一件落着として水に流そうとする姿勢は、鳩山内閣を退陣させた国民の声を愚弄するものだと言わなければなりません。

国民に背を向ける菅内閣の姿勢は、この間の短期間の議論、論戦を通じても浮き彫りになっていきます。

第一に、政治と金の問題です。

代表質問で我が党は、菅総理に対し、民主党代表としてのリーダーシップを発揮し、小沢氏の証人喚問に応じるよう求めました。しかし、菅総理は、民主党幹事長職を辞したことだけめをつけた、国会招致は国会が決めることとの答弁を繰り返すだけでした。鳩山内閣を含め、政治と金の疑惑究明に一切応じようとする民主党政権の対応は、自民政権時代と比べても、異常なものです。

菅氏は、これまで、政治と金の問題が起ったとき、時の総理に証人喚問の実施を求めてきたではありませんか。手のひらを返したような態度をとる菅総理に、クリーンな政治を語る資格はないと言わなければなりません。

第二に、普天間基地問題です。

沖縄県名護市辺野古に巨大な新基地を建設する、米軍の訓練を徳之島初め全国各地に分散する、これが、移設先探しに迷走、逆走の果てに日米合意として鳩山内閣が残したものでした。自公政権時代の方針に「ターンした」ただけでな

く、より悪いものになったと言わざるを得ません。

ところが、首相指名を受けた菅氏は、真つ先にオバマ大統領と電話会談し、県内移設の日米合意について、しつかり取り組んでいきたいと誓約したのである。どこの国の総理かと言いたい。

この態度は、菅氏みずからのこれまでの言明に照らしても、筋が通らないものです。民主党の要職にあった菅氏は、海兵隊撤退論、抑止力否定の主張を繰り返してきました。なぜ、みずからの主張を翻したのか、総理の本会議での答弁では、心変わりについてまともな説明はありませんでした。

県内たらい回しは許さない、移設先探しでなく基地撤去を、この沖縄県民の声は、後戻りのない不動の総意であります。日米合意後に行われた琉球新報、毎日新聞の合同世論調査では、辺野古移設に反対が八四％と、圧倒的な声となっているのです。日米合意の撤回、無条件撤去しかありません。この声を米国政府にぶつけることこそ、日本政府がなすべき仕事ではありませんか。逆の方向を向く菅内閣の姿勢は、不信任に値するものだと言わなければなりません。

第三に、国民生活と経済財政の問題です。

菅総理は、強い経済、強い財政、強い社会保障を掲げましたが、だれにとつての強さなのか問われています。経済のあり方についてはどうか。大企業を強くすれば暮らしも経済もよくなるとした自民党流の経済政策の破綻は、今や明白です。労働者、中小零細企業に犠牲が押しつけら

れ、経済成長もとまりました。この大企業応援から国民生活応援の経済運営にかじを切るのかどうか、菅総理から明瞭な答弁はありませんでした。

そればかりか、試金石の一つである労働者派遣法改正問題では、製造業派遣、登録型派遣の原則禁止を言いながら、政府案は、穴だらけのざる法になっていきます。我が党はその抜本修正を求めてきましたが、菅総理は、内容を変更する考えはないと拒否したのであります。人間らしい労働のルールをとの願いに背を向けるものであります。社会保障はどうか。

強い社会保障を掲げるなら、少なくとも、自公政権が進めた社会保障削減路線がもたらした傷跡を直すことに全力を挙げるべきです。ところが、傷跡の象徴たる後期高齢者医療制度について、菅総理は所信表明演説で一言も触れませんでした。民主党は、政権についた途端、直ちに廃止という公約を投げ捨て、先延ばししました。そればかりか、うば捨て山の入山年齢を七十五歳から六十五歳に引き下げる新制度まで検討する始末です。公約違反と国民への裏切りそのものです。財政のあり方についてはどうか。

日本経団連の四月の成長戦略に掲げられた法人税減税、消費税増税という方向を、民主党の選挙政策に盛り込むことについても否定しませんでした。

大企業減税の穴埋めに消費税増税という道は、財政再建にも社会保障財源にも役立たず、国民生活と日本経済を危機に導くものであり、我が党は断固反対するものであります。以上、短期間で浮き出てきた菅政権の基本姿勢

は、端的に言つて、アメリカには忠誠を誓い、財界の求めにこたえるものだと言わざるを得ません。

予算委員会の論戦もやらず、ぼろが出ないうちに選挙に逃げ込もうとする菅政権の姿勢は、党利党略以外の何物でもないことを最後に厳しく指摘し、賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(横路孝弘君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長(横路孝弘君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百六十八

可とする者(白票)

百五十三

否とする者(青票)

三百十五

○議長(横路孝弘君) 右の結果、菅内閣不信任決議案は否決されました。(拍手)

谷垣禎一君外五名提出菅内閣不信任決議案を可とする議員の氏名

あべ 俊子君	安倍 晋三君	逢沢 一郎君	赤澤 亮正君	秋葉 賢也君	麻生 太郎君	甘利 明君	井上 信治君	伊東 良孝君	伊吹 文明君	石田 真敏君	石破 茂君	石原 伸晃君	稲田 朋美君	今村 雅弘君	岩屋 毅君	江渡 聡徳君	江藤 拓君	遠藤 利明君	小里 泰弘君	小野寺五典君	小淵 優子君	大島 理森君	大野 功統君	大村 秀章君	加藤 勝信君	加藤 紘一君	梶山 弘志君	金子 恭之君	鴨下 一郎君	河井 克行君	河村 建夫君	木村 太郎君	北村 文雄君	北村 茂男君	北村 誠吾君	小池百合子君	小泉進次郎君	古賀 誠君	河野 太郎君	後藤田正純君	近藤三津枝君	佐藤 勉君	齋藤 健君	坂本 哲志君	塩崎 恭久君	塩谷 立君	下村 博文君	菅 義偉君	新藤 義孝君	菅 義偉君	菅原 一秀君	田中 和徳君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------

田野瀬良太郎君	平 将明君	高木 毅君	竹本 直一君	武部 勤君	棚橋 泰文君	谷垣 禎一君	谷畑 孝君	中川 秀直君	中村喜四郎君	長島 忠美君	二階 俊博君	西村 康稔君	野田 毅君	浜田 靖一君	平井たぐや君	福井 照君	古川 禎久君	保利 耕輔君	町村 信孝君	松野 博一君	三ツ矢憲生君	村上誠一郎君	茂木 敏充君	森 喜朗君	柳本 卓治君	山本 公一君	山本 拓君	吉野 正芳君	井上 義久君	石井 啓一君	稲津 久君	田村 憲久君	高市 早苗君	竹下 亘君	武田 良太君	橘 慶一郎君	谷 公一君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中谷 元君	永岡 桂子君	長勢 甚遠君	西野あきら君	額賀福志郎君	馳 浩君	林 幹雄君	平沢 勝栄君	福田 康夫君	古屋 圭司君	細田 博之君	松浪 健太君	松本 純君	宮腰 光寛君	村田 吉隆君	森 英介君	森山 裕君	山口 俊一君	山本 幸三君	山本 有二君	赤松 正雄君	池坊 保子君	石田 祝稔君	漆原 良夫君
---------	-------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

否とする議員の氏名

江田 康幸君	大口 善徳君	斉藤 鉄夫君	高木美智代君	竹内 譲君	富田 茂之君	東 順治君	赤嶺 政賢君	穀田 恵二君	志位 和夫君	高橋千鶴子君	吉井 英勝君	柿澤 未途君	渡辺 喜美君	平沼 赳夫君	衛藤征士郎君	安住 淳君	阿知波吉信君	青木 愛君	東 祥三君	荒井 聰君	井戸まさえ君	石井 章君	石毛 鏝子君	石田 勝之君	石田 芳弘君	石原洋三郎君	石山 敬貴君	磯谷香代子君	糸川 正晃君	稲見 哲男君	遠藤 乙彦君	佐藤 茂樹君	坂口 力君	高木 陽介君	遠山 清彦君	西 博義君	笠井 亮君	佐々木憲昭君	塩川 鉄也君	宮本 岳志君	浅尾慶一郎君	山内 康一君	園田 博之君	与謝野 馨君	阿久津幸彦君	相原 史乃君	赤松 広隆君	網屋 信介君	五十嵐文彦君	池田 元久君	石井登志郎君	石関 貴史君	石田 三示君	石津 政雄君	石森 久嗣君	泉 健太君	市村浩一郎君	稲富 修二君	今井 雅人君
--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------

内山 晃君	生方 幸夫君	枝野 幸男君	小沢 一郎君	小野塚勝俊君	緒方林太郎君	大串 博志君	大谷 啓君	大西 健介君	大島 章宏君	太田 和美君	岡島 一正君	岡田 康裕君	岡本 充功君	奥野総一郎君	加藤 学君	鹿野 道彦君	柿沼 正明君	梶原 康弘君	金森 正君	神山 洋介君	川口 浩君	川越 孝洋君	川端 達夫君	菅 直人君	木村たけつか君	城井 崇君	菊田真紀子君	岸本 周平君	京野 公子君	櫛渕 万里君	杵掛 哲男君	打越あかし君	江端 貴子君	小川 淳也君	小沢 鋭仁君	小原 舞君	大泉ひろこ君	大島 敦君	大谷 信盛君	大西 孝典君	大山 昌宏君	逢坂 誠二君	岡田 克也君	岡本 英子君	奥田 建君	奥村 展三君	加藤 公一君	海江田万里君	笠原多見子君	勝又恒一郎君	金子 健一君	川内 博史君	川口 博君	川島智太郎君	川村秀三郎君	木内 孝胤君	吉良 州司君	黄川田 徹君	菊池長右エ門君	北神 圭朗君	工藤 仁美君	楠田 大蔵君	熊谷 貞俊君
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------

熊田 篤嗣君	黒岩 宇洋君	高山 智司君	滝 実君	平野 博文君	平山 泰朗君	柚木 道義君	横桑 勝仁君
黒田 雄君	桑原 功君	竹田 光明君	武正 公一君	福嶋健一郎君	福島 伸享君	横光 克彦君	横山 北斗君
玄葉光一郎君	小泉 俊明君	橋 秀徳君	玉木 朝子君	福田 昭夫君	福田衣里子君	吉川 政重君	吉田 泉君
小平 忠正君	小林 興起君	玉木雄一郎君	玉城デニ一君	藤田 一枝君	藤田 大助君	吉田おさむ君	吉田 公一君
小林千代美君	小林 正枝君	玉置 公良君	樽床 伸二君	藤田 憲彦君	藤村 修君	吉田 統彦君	笠 浩史君
小宮山泰子君	小宮山洋子君	中後 淳君	津川 祥吾君	古川 元久君	古本伸一郎君	和田 隆志君	若井 康彦君
小室 寿明君	小山 展弘君	津島 恭一君	津村 啓介君	細川 律夫君	細野 豪志君	若泉 征三君	鷲尾英一郎君
古賀 一成君	古賀 敬章君	辻 惠君	筒井 信隆君	本多 平直君	馬淵 澄夫君	渡辺浩一郎君	渡辺 周君
後藤 英友君	後藤 斎君	手塚 仁雄君	寺田 学君	前原 誠司君	牧 義夫君	渡辺 義彦君	阿部 知子君
後藤 祐一君	郡 和子君	土肥 隆一君	道休誠一郎君	松野 聖修君	松岡 広隆君	松崎 公昭君	服部 良一君
近藤 和也君	近藤 昭一君	富岡 芳忠君	豊田潤多郎君	松木けんこう君	松崎 頼久君	松野 公昭君	中島 隆利君
近藤 洋介君	佐々木隆博君	中井 治君	中川 治君	松崎 哲久君	松野 頼久君	松野 公昭君	吉泉 秀男君
佐藤ゆうこ君	齊木 武志君	中川 正春君	中島 政希君	松原 仁君	松宮 勲君	服部 良一君	下地 幹郎君
齊藤 進君	齋藤 勤君	中島 正純君	中津川博郷君	松本 大輔君	松本 剛明君	田中 康夫君	松下 忠洋君
齋藤やすのり君	坂口 岳洋君	中塚 一宏君	中根 康浩君	松本 龍君	三日月大造君	小泉 龍司君	
阪口 直人君	笹木 竜三君	中野 寛成君	中野 謙君	三谷 光男君	三村 和也君		
階 猛君	柴橋 正直君	中野 渡詔子君	中林美恵子君	三宅 雪子君	三輪 信昭君		
下条 みつ君	城島 光力君	中山 義活君	仲野 博子君	三井 辨雄君	水野 智彦君		
白石 洋一君	神風 英男君	永江 孝子君	長尾 敬君	皆吉 稻生君	宮崎 岳志君		
首藤 信彦君	瑞慶覧長敏君	長島 昭久君	長島 一由君	宮島 大典君	向山 好一君		
末松 義規君	杉本かずみ君	長妻 昭君	長安 豊君	村井 宗明君	村上 史好君		
菅川 洋君	鈴木 克昌君	仁木 博文君	西村智奈美君	村越 祐民君	室井 秀子君		
鈴木 宗男君	仙谷 由人君	野木 実君	野田 国義君	本村賢太郎君	森岡洋一郎君		
園田 康博君	空本 誠喜君	野田 佳彦君	羽田 孜君	森本 和義君	森本 哲生君		
田島 一成君	田嶋 要君	萩原 仁君	橋本 清仁君	森山 浩行君	矢崎 公二君		
田名部匡代君	田中けいしゅう君	橋本 博明君	橋本 勉君	谷田川 元君	柳田 和己君		
田中眞紀子君	田中美絵子君	畑 浩治君	鉢呂 古雄君	山尾志桜里君	山岡 賢次君		
田村 謙治君	平 智之君	初鹿 明博君	嶋山由紀夫君	山口 達丸君	山口 和之君		
高井 崇志君	高井 美穂君	花咲 宏基君	浜本 宏君	山口 壯君	山崎 摩耶君		
高木 義明君	高野 守君	早川久美子君	原口 一博君	山崎 誠君	山田 正彦君		
高橋 昭一君	高橋 英行君	伴野 豊君	樋口 俊一君	山田 良司君	山井 和則君		
高松 和夫君	高邑 勉君	樋高 剛君	平岡 秀夫君	山花 郁夫君	山本 剛正君		

高山 智司君	滝 実君	平野 博文君	平山 泰朗君	柚木 道義君	横桑 勝仁君
竹田 光明君	武正 公一君	福嶋健一郎君	福島 伸享君	横光 克彦君	横山 北斗君
橋 秀徳君	玉木 朝子君	福田 昭夫君	福田衣里子君	吉川 政重君	吉田 泉君
玉木雄一郎君	玉城デニ一君	藤田 一枝君	藤田 大助君	吉田おさむ君	吉田 公一君
玉置 公良君	樽床 伸二君	藤田 憲彦君	藤村 修君	吉田 統彦君	笠 浩史君
中後 淳君	津川 祥吾君	古川 元久君	古本伸一郎君	和田 隆志君	若井 康彦君
津島 恭一君	津村 啓介君	細川 律夫君	細野 豪志君	若泉 征三君	鷲尾英一郎君
辻 惠君	筒井 信隆君	本多 平直君	馬淵 澄夫君	渡辺浩一郎君	渡辺 周君
手塚 仁雄君	寺田 学君	前原 誠司君	牧 義夫君	渡辺 義彦君	阿部 知子君
土肥 隆一君	道休誠一郎君	松野 聖修君	松岡 広隆君	松崎 公昭君	服部 良一君
富岡 芳忠君	豊田潤多郎君	松木けんこう君	松崎 頼久君	松野 公昭君	中島 隆利君
中井 治君	中川 治君	松崎 哲久君	松野 頼久君	松野 公昭君	吉泉 秀男君
中川 正春君	中島 政希君	松原 仁君	松宮 勲君	田中 康夫君	松下 忠洋君
中島 正純君	中津川博郷君	松本 大輔君	松本 剛明君	小泉 龍司君	
中塚 一宏君	中根 康浩君	松本 龍君	三日月大造君		
中野 寛成君	中野 謙君	三谷 光男君	三村 和也君		
中野 渡詔子君	中林美恵子君	三宅 雪子君	三輪 信昭君		
中山 義活君	仲野 博子君	三井 辨雄君	水野 智彦君		
永江 孝子君	長尾 敬君	皆吉 稻生君	宮崎 岳志君		
長島 昭久君	長島 一由君	宮島 大典君	向山 好一君		
長妻 昭君	長安 豊君	村井 宗明君	村上 史好君		
仁木 博文君	西村智奈美君	村越 祐民君	室井 秀子君		
野木 実君	野田 国義君	本村賢太郎君	森岡洋一郎君		
野田 佳彦君	羽田 孜君	森本 和義君	森本 哲生君		
萩原 仁君	橋本 清仁君	森山 浩行君	矢崎 公二君		
橋本 博明君	橋本 勉君	谷田川 元君	柳田 和己君		
畑 浩治君	鉢呂 古雄君	山尾志桜里君	山岡 賢次君		
初鹿 明博君	嶋山由紀夫君	山口 達丸君	山口 和之君		
花咲 宏基君	浜本 宏君	山口 壯君	山崎 摩耶君		
早川久美子君	原口 一博君	山崎 誠君	山田 正彦君		
伴野 豊君	樋口 俊一君	山田 良司君	山井 和則君		
樋高 剛君	平岡 秀夫君	山花 郁夫君	山本 剛正君		

○議長(横路孝弘君) この際、暫時休憩いたします。

午後三時十五分休憩

午後六時十二分開議

○議長(横路孝弘君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(横路孝弘君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員中馬辰猪君は、去る四月十八日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

中馬辰猪君に対する弔詞は、議長において去る十日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は 多年憲政のために尽力し 特に院議をもつてその功勞を表彰され さきに地方行政委員長の要職につき また國務大臣の重任にあたられた從三位勲一等中馬辰猪君の長逝を哀悼し つつしんで弔詞をささげます

裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員辭職の件

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員牧義夫君から、予備員を辭職したいとの申し出がありまう。右申し出を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、許可することに決まりました。

裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員の選舉

国土審議会委員の選舉

○議長(横路孝弘君) つきましては、裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員の選舉を行うのであります

が、この際、あわせて、国土審議会委員の選舉を行います。

○高山智司君 裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員及び国土審議会委員の選舉は、いずれもその手続を省略して、議長において指名され、裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員の職務を行う順序について

は、議長において定められることを望みます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員に福田昭夫君を指名いたします。

なお、その職務を行う順序は第二順位といたします。

次に、国土審議会委員に森本哲生君を指名いたします。

○高山智司君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

參議院提出、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案を議題とし、委員長長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 高山智司君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案(參議院提出)

○議長(横路孝弘君) 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。総務委員長近藤昭一君。

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案及び同報告書

〔本号(一)末尾に掲載〕

〔近藤昭一君登壇〕

○近藤昭一君 ただいま議題となりました戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたつて劣悪な環境のもとで強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制労働の実態がいまだに十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の勞苦を慰謝するための特別給付金を支給するための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、本邦に帰還した戦後強制抑留者で日本の国籍を有するものに、本人の請求により、独立行政法人平和祈念事業特別基金が特別給付金を支給することとし、その帰還時期の区分に応じ、二十五万円から百五十万円の間の額を一時金として支給すること、

第二に、政府は、戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処するもの以外のものに対処するため、強制抑留の実態調査その他の措置を総合的に行うための基本的な方針を定め、これを公表すること、

第三に、特別給付金の支給に必要な費用に充てるため、独立行政法人平和祈念事業特別基金の資本金の一部を取り崩すことができるものとし、同基金の解散の期日を平成二十五年四月一日までの間において政令で定める日に改めること等の措置を講じようとするものであります。

本案は、參議院提出に係るもので、去る五月二十一日日本委員会に付託され、本日參議院総務委員長から提案理由の説明を聴取し、討論、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○高山智司君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

參議院送付、特権及び免除に関する日本国政府と國際移住機關との間の協定の締結について承認を求めるの件、國際再生可能エネルギー機關憲章の締結について承認を求めるの件、右両件を一括議題とし、委員長長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 高山智司君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(横路孝弘君) 特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件、国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長鈴木宗男君。

特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号(一)末尾に掲載)

〔鈴木宗男君登壇〕

○鈴木宗男君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国際移住機関特権免除協定は、本年二月二十三日、ジュネーブにおいて署名されたもので、我が国と国際移住機関との間で、同機関並び

に加盟国の代表者及び職員等の特権及び免除等について定めるものであります。

その主な内容は、国連専門機関の特権及び免除を定めた専門機関特権免除条約の一部規定を準用し、国際移住機関等は、我が国において、構内及び文書の不可侵、訴訟手続からの免除、通信に関する便益の供与、関税及び直接税の免除等の一定の特権及び免除を享有すること等であります。

次に、国際再生可能エネルギー機関憲章は、平成二十一年一月二十六日、ボンにおいて採択されたもので、再生可能エネルギーの持続可能な方法による利用の促進等を目的として国際再生可能エネルギー機関を設立するために必要な事項について定めるものであります。

その主な内容は、同機関は、加盟国の利益のため、再生可能エネルギーに関する実例の分析、把握及び体系化等の活動を実施すること、

主要な組織として、総会、理事会及び事務局を設置すること、加盟国の義務的な分担金等を財源とすること等であります。

以上両件は、参議院先議に係るもので、去る五月二十五日本委員会に付託され、本日岡田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、質疑終了後、引き続き採決を行いました結果、いずれも承認すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

参議院提出、母体保護法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 高山智司君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

母体保護法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(横路孝弘君) 母体保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長鉢呂吉雄君。

母体保護法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号(一)末尾に掲載)

〔鉢呂吉雄君登壇〕

○鉢呂吉雄君 ただいま議題となりました母体保護法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

上げます。

本案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売することができる期限を五年間延長し、平成二十七年七月三十一日までとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る五月十二日本委員会に付託され、本日参議院厚生労働委員長から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

委員会の閉会中審査に関する件

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外六特別委員会から、閉会中審査をいたしたいとの申し出があります。

(閉会中審査案件は本号(一)末尾に掲載)

○議長(横路孝弘君) 各委員会から申し出のあった案件中、まず、文部科学委員会から申し出の教育公務員特例法の一部を改正する法律案、厚生労働委員会から申し出の障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案、安全保障委員会から申し出の国際平和協力法案、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案は、各委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、内閣委員会から申し出の政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案及び国家公務員法の一部を改正する法律案、総務委員会から申し出の地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、国と地方の協議の場に関する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案、厚生労働委員会から申し出の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案及び国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案、経済産業委員会から申し出の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案、国土交通委員会から申し出の高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案、安全保障委員会から申し出の防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する

法律案は、各委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、内閣委員会から申し出の地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案、法務委員会から申し出の児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案は、各委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、国土交通委員会から申し出の離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案、離島航路航空路整備法案及び北海道観光振興特別措置法案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立総員。よって、そのとおり決まりました。

次に、ただいま閉会中審査することに決まりました案件を除く他の案件について、各委員会において申し出のとおり閉会中審査をするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

いまだ委員会に付託されていない国会審議の活性化のための国会法等の一部を改正する法律案及び衆議院規則の一部を改正する規則案は、議院運営委員会において閉会中審査することといたします。これに賛成の諸君の起立を求めたいと存じます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

○議長(横路孝弘君) これにて散会いたします。

午後六時三十分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	菅 直人君
総務大臣	原口 一博君
法務大臣	千葉 景子君
外務大臣	岡田 克也君
財務大臣	野田 佳彦君
文部科学大臣	川端 達夫君
厚生労働大臣	長妻 昭君
農林水産大臣	山田 正彦君
経済産業大臣	直嶋 正行君
国土交通大臣	前原 誠司君
環境大臣	小沢 鋭仁君
防衛大臣	北澤 俊美君
國務大臣	荒井 聰君
國務大臣	玄葉光一郎君
國務大臣	自見庄三郎君

各委員会閉会中審査申出案件

内閣委員会

- 一、政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)
 - 二、地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案(井上信治君外三名提出、第百七十三回国会衆法第一一号)
 - 三、死因究明推進法案(下村博文君外五名提出、衆法第三〇号)
 - 四、国家公務員法の一部を改正する法律案(井上信治君外六名提出、衆法第三二号)
 - 五、内閣の重要政策に関する件
 - 六、栄典及び公式制度に関する件
 - 七、男女共同参画社会の形成の促進に関する件
 - 八、国民生活の安定及び向上に関する件
 - 九、警察に関する件
- 総務委員会
- 一、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第五六号)(参議院送付)
 - 二、国と地方の協議の場に関する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)
 - 三、地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)(参議院送付)

- 四、行政機構及びその運営に関する件
 - 五、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件
 - 六、地方自治及び地方税財政に関する件
 - 七、情報通信及び電波に関する件
 - 八、郵政事業に関する件
 - 九、消防に関する件
- 法務委員会
- 一、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(高市早苗君外三名提出、第七十三回国会衆法第五号)
 - 二、裁判所の司法行政に関する件
 - 三、法務行政及び検察行政に関する件
 - 四、国内治安に関する件
 - 五、人権擁護に関する件
- 外務委員会
- 一、国際情勢に関する件
- 財務金融委員会
- 一、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)
 - 二、財政に関する件
 - 三、税制に関する件
 - 四、関税に関する件
 - 五、外国為替に関する件
 - 六、国有財産に関する件
 - 七、たばこ事業及び塩事業に関する件
 - 八、印刷事業に関する件
 - 九、造幣事業に関する件
 - 一〇、金融に関する件
 - 一一、証券取引に関する件

- 文部科学委員会
- 一、スポーツ基本法案(森喜朗君外五名提出、衆法第二九号)
 - 二、教育公務員特例法の一部を改正する法律案(下村博文君外三名提出、衆法第四号)
 - 三、文部科学行政の基本施策に関する件
 - 四、生涯学習に関する件
 - 五、学校教育に関する件
 - 六、科学技術及び学術の振興に関する件
 - 七、科学技術の研究開発に関する件
 - 八、文化、スポーツ振興及び青少年に関する件
- 厚生労働委員会
- 一、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)
 - 二、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)(参議院送付)
 - 三、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)
 - 四、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案(馳浩君外四名提出、第七十三回国会衆法第六号)
 - 五、国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案(田村憲久君外六名提出、第七十三回国会衆法第一二号)

- 六、厚生労働関係の基本施策に関する件
 - 七、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
 - 八、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
- 農林水産委員会
- 一、農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案(内閣提出第五〇号)
 - 二、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する法律案(山本拓君外四名提出、衆法第二一号)
 - 三、農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案(加藤紘一君外四名提出、衆法第三五号)
 - 四、農林水産関係の基本施策に関する件
 - 五、食料の安定供給に関する件
 - 六、農林水産業の発展に関する件
 - 七、農林漁業者の福祉に関する件
 - 八、農山漁村の振興に関する件
- 経済産業委員会
- 一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)
 - 二、経済産業の基本施策に関する件
 - 三、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する件
 - 四、特許に関する件
 - 五、中小企業に関する件
 - 六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
 - 七、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件

- 国土交通委員会
- 一、高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第五一号)
 - 二、賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(内閣提出第三六号)(参議院送付)
 - 三、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)(参議院送付)
 - 四、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案(内閣提出第四二号)
 - 五、航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)
 - 六、離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案(武部勤君外四名提出、衆法第三三三号)
 - 七、離島航路航空路整備法案(武部勤君外四名提出、衆法第三四号)
 - 八、北海道観光振興特別措置法案(佐田玄一郎君外五名提出、衆法第一一号)
 - 九、国土交通行政の基本施策に関する件
 - 一〇、国土計画、土地及び水資源に関する件
 - 一一、都市計画、建築及び地域整備に関する件
 - 一二、河川、道路、港湾及び住宅に関する件
 - 一三、陸運、海運、航空及び観光に関する件
 - 一四、北海道開発に関する件
 - 一五、気象及び海上保安に関する件

環境委員会

- 一、環境影響評価法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五五号)(参議院送付)
- 二、低炭素社会づくり推進基本法案 野田毅君外四名提出、衆法第七号
- 三、気候変動対策推進基本法案(江田康幸君提出、衆法第一五号)
- 四、環境の基本施策に関する件
- 五、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する件
- 六、循環型社会の形成に関する件
- 七、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件
- 八、公害の防止及び健康被害の救済に関する件
- 九、公害紛争の処理に関する件
- 安全保障委員会
- 一、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)
- 二、国際平和協力法案(中谷元君外四名提出、衆法第二四号)
- 三、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(中谷元君外四名提出、衆法第二五号)
- 四、自衛隊法の一部を改正する法律案(小野寺五典君外七名提出、衆法第三二号)
- 五、国の安全保障に関する件

- 平成二十年度特別会計歳入歳出決算
平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書
- 平成二十年度政府関係機関決算書
- 二、平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 三、平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 四、平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百七十三回国会、内閣提出)
- 五、平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百七十三回国会、内閣提出)
- 六、平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)
- 七、平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)
- 八、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)
- 九、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(承諾を求めるの件)
- 一〇、平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)(第百七十三回国会、内閣提出)

- 一、歳入歳出の実況に関する件
- 二、国有財産の増減及び現況に関する件
- 一三、政府関係機関の経理に関する件
- 一四、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
- 一五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
- 一六、行政監視に関する件
- 議院運営委員会
- 一、国会法等改正に関する件
- 二、議長よりの諮問事項
- 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項
- 災害対策特別委員会
- 一、津波対策の推進に関する法律案(二階俊博君外六名提出、衆法第二八号)
- 二、災害対策に関する件
- 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会
- 一、政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案(大口善徳君提出、第百七十三回国会衆法第三号)
- 二、政党助成法の一部を改正する法律案(林幹雄君外四名提出、衆法第二号)
- 三、公職選挙法の一部を改正する法律案(村田吉隆君外四名提出、衆法第一八号)
- 四、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件
- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会
- 一、沖縄及び北方問題に関する件

- 青少年問題に関する特別委員会
- 一、青少年問題に関する件
- 海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会
- 一、海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する件
- 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
- 一、北朝鮮による拉致問題等に関する件
- 消費者問題に関する特別委員会
- 一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する件
- 総合的な対策に関する件
- 議長の報告
(報告書及び文書受領)
- 一、昨十五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。
 - 災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」の報告
 - 災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく「平成二十二年の防災に関する計画」の報告
 - 男女共同参画社会基本法第十二條第一項の規定に基づく「平成二十一年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告
 - 男女共同参画社会基本法第十二條第二項の規定に基づく「平成二十二年男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書
 - 消費者安全法第十三條第四項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告

科学技術基本法第八条の規定に基づく「平成二十一年度科学技術の振興に関する年次報告」
エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく「平成二十一年度エネルギーに関する年次報告」
平成二十一年度第四・四半期（出納整理期間を含みず）における予算使用の状況
平成二十一年度第四・四半期における国庫の状況

(理事補欠選任)

一、今十六日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

総務委員会

理事 松野 頼久君（理事奥田建君去る十日委員辞任につきその補欠）

財務金融委員会

理事 小野塚勝俊君（理事池田元久君去る九日委員辞任につきその補欠）
理事 和田 隆志君（理事篠原孝君去る九日委員辞任につきその補欠）

国土交通委員会

理事 若井 康彦君（理事田中康夫君去る八日委員辞任につきその補欠）
理事 岡本 英子君（理事阿久津幸彦君去る九日委員辞任につきその補欠）

予算委員会

理事 城井 崇君（理事池田元久君去る九日委員辞任につきその補欠）
理事 樋高 剛君（理事海江田万里君去る十日委員辞任につきその補欠）

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

補欠

篠原 孝君	皆吉 稲生君
玉木雄一郎君	山崎 誠君
仲野 博子君	橋 秀徳君
和嶋 未希君	川村秀三郎君
金田 勝年君	橋 慶一郎君
長島 忠美君	古川 禎久君
保利 耕輔君	森山 裕君
西 博義君	東 順治君
川村秀三郎君	和嶋 未希君
橋 秀徳君	仲野 博子君
皆吉 稲生君	篠原 孝君
山崎 誠君	玉木雄一郎君
橋 慶一郎君	金田 勝年君
古川 禎久君	長島 忠美君
森山 裕君	保利 耕輔君
東 順治君	西 博義君
和嶋 未希君	松木けんこう君

決算行政監視委員

辞任

補欠

一、今十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

松本 大輔君	河上みつえ君
--------	--------

辞任

補欠

湯原 俊二君	齋藤やすのり君
佐藤 勉君	小里 泰弘君
齋藤やすのり君	湯原 俊二君
小里 泰弘君	佐藤 勉君

法務委員

辞任

補欠

桑原 功君	磯谷香代子君
-------	--------

橋 秀徳君

野木 実君

大西 健介君

永岡 桂子君

武部 勤君

藤田 憲彦君

松本 大輔君

柿澤 未途君

江田 憲司君

細野 豪志君

菅川 洋君

五十嵐文彦君

石関 貴史君

牧野 聖修君

村上 史好君

石津 政雄君

村上 史好君

磯谷香代子君

桑原 功君

城島 光力君

松本 大輔君

大西 健介君

橋 秀徳君

田嶋 要君

中島 正純君

岡田 康裕君

藤田 憲彦君

本多 平直君

岡田 康裕君

菅川 洋君

細野 豪志君

石関 貴史君

本多 平直君

松本 大輔君

野木 実君

岡田 康裕君

中島 正純君

村上 史好君

牧野 聖修君

中島 正純君

田嶋 要君

外務委員

辞任

補欠

吉良 州司君	渡辺浩一郎君
西村智奈美君	横光 克彦君
渡辺浩一郎君	吉良 州司君
横光 克彦君	西村智奈美君

財務金融委員

辞任

補欠

岡島 一正君	川口 博君
松木けんこう君	稲富 修二君
山尾志桜里君	松岡 広隆君
笠 浩史君	森山 浩行君
稲富 修二君	松木けんこう君
川口 博君	岡島 一正君
松岡 広隆君	山尾志桜里君
森山 浩行君	笠 浩史君

厚生労働委員

辞任

補欠

武部 勤君	永岡 桂子君
西村 康稔君	北村 茂男君
江田 憲司君	柿澤 未途君
北村 茂男君	西村 康稔君

決算行政監視委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

小泉進次郎君	北村 茂男君
齋藤 健君	田中 和徳君
北村 茂男君	小泉進次郎君
田中 和徳君	齋藤 健君

(常任委員退職)

一、去る十四日、決算行政監視委員河上みつえ君は退職された。

(特別委員長辞任)

一、今十六日、特別委員会において、次の委員長の辞任を許可した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長 城島 光力君

(特別委員長補欠選任)

一、今十六日、特別委員会において、次のとおり委員長を補欠選任した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長 中山 義活君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、今十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

井戸まさえ君

中野 譲君

古賀 敬章君

松崎 公昭君

森本 哲生君

松崎 哲久君

吉田 泉君

高山 智司君

和嶋 未希君

小宮山泰子君

小宮山泰子君

和嶋 未希君

高山 智司君

吉田 泉君

中野 譲君

井戸まさえ君

松崎 公昭君

古賀 敬章君

松崎 哲久君

森本 哲生君

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員

辞任

補欠

竹田 光明君

平山 泰朗君

中野 譲君

金子 健一君

三宅 雪子君

川越 孝洋君

宮島 大典君

首藤 信彦君

村越 祐民君

花咲 宏基君

渡辺浩一郎君

福島 伸享君

金子 健一君

中野 譲君

川越 孝洋君

三宅 雪子君

首藤 信彦君

宮島 大典君

花咲 宏基君

村越 祐民君

平山 泰朗君

竹田 光明君

福島 伸享君

渡辺浩一郎君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

補欠

松原 仁君

山崎 誠君

山崎 誠君

松原 仁君

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

大西 孝典君

橋本 勉君

木内 孝胤君

阿知波吉信君

阿知波吉信君

木内 孝胤君

橋本 勉君

大西 孝典君

(議案提出)

一、去る十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員法の一部を改正する法律案(井上信治君外六名提出)

離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案(武部勤君外四名提出)

離島航路航空路整備法案(武部勤君外四名提出)

農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案(加藤紘一君外四名提出)

一、今十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

管内閣不信任決議案(谷垣禎一君外五名提出)

(議案受領)

一、昨十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

茶業振興法案

一、今十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

津波対策の推進に関する法律案(二階俊博君外六名提出、衆法第二八号)

災害対策特別委員会 付託

政党助成法の一部を改正する法律案(林幹雄君外四名提出、衆法第二号)

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

一、今十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 総務委員会 付託

教育公務員特例法の一部を改正する法律案(下村博文君外三名提出、衆法第四号)

文部科学委員会 付託

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

厚生労働委員会 付託

北海道観光振興特別措置法案(佐田玄一郎君外五名提出、衆法第二一号)

国土交通委員会 付託

国際平和協力法案(中谷元君外四名提出、衆法第二四号)

農林水産委員会 付託

離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案(武部勤君外四名提出、衆法第三三三号)

離島航路航空路整備法案(武部勤君外四名提出、衆法第三四号)

以上二件 国土交通委員会 付託

以上三件 安全保障委員会 付託

平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)

以上四件 決算行政監視委員会 付託
公職選挙法の一部を改正する法律案(村田吉隆君外四名提出、衆法第一八号)

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

津波対策の推進に関する法律案(二階俊博君外六名提出)

スポーツ基本法案(森喜朗君外五名提出)

死因究明推進法案(下村博文君外五名提出)

自衛隊法の一部を改正する法律案(小野寺五典君外七名提出)

国家公務員法の一部を改正する法律案(井上信治君外六名提出)

離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案(武部勤君外四名提出)

離島航路航空路整備法案(武部勤君外四名提出)

農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案(加藤紘一君外四名提出)

(質問書提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

駐中国日本国大使任命についての報道に関する質問主意書(城内実君提出)

北海道新幹線における新青森・新函館(仮称)間の建設工事に伴う地方負担に関する質問主意書(木村太郎君提出)

東北新幹線新青森駅開業に伴う並行在来線「青い森鉄道線」の運営に関する質問主意書(木村太郎君提出)

妊婦健康診査の公費負担に関する質問主意書(木村太郎君提出)

著作物の利用条件緩和に関する質問主意書(木村太郎君提出)

我が国の家計資産の現状を踏まえた経済財政政策の必要性に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

法律の整理に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

管内閣における「国土の均衡ある発展」についての基本的認識に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

年金記録問題に関する質問主意書(菅義偉君提出)

「口蹄疫・現地対策本部(日報)」の役割及び管理方法等に関する質問主意書(山本拓君提出)

DNA型鑑定の捜査活用に関する質問主意書(塩川鉄也君提出)

「シベリア抑留問題」に関する質問主意書(塩川鉄也君提出)

宮内庁に管理されている古墳の祭祀と調査に関する再質問主意書(吉井英勝君提出)

学術文化遺産の戦後処理問題解決に関する再質問主意書(吉井英勝君提出)

鳩山由紀夫内閣における外務省によるワインの購入等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

二〇一〇年五月二十八日の日米安全保障協議委員会における普天間飛行場移設問題に係る日米共同発表に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

我が国の調査捕鯨活動に対するオーストラリア政府による国際司法裁判所への提訴に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

オウム真理教対策に関する第三回質問主意書(馳浩君提出)

大学院博士課程修了者の就職確保と研究条件改善に関する質問主意書(宮本岳志君提出)

白黒反転版拡大教科書に関する質問主意書(宮本岳志君提出)

(答弁書受領)

一、昨十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省によるNGO・NPOへの支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に係る外務省の調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出西十和田トンネル(仮称)に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出農業農村整備事業の必要性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が公表した「外交文書の欠落問題に関する調査委員会」の調査報告書に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇一〇年五月十六日の日韓外相会談に関する第三回質問に対する答弁書

平成二十二年六月四日提出

質問 第五四一号

外務省によるNGO・NPOへの支援に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省によるNGO・NPOへの支援に関する質問主意書

新聞報道によると、本年六月一日、岡田克也外務大臣は三十三のNGO団体が集まって構成されているNPO法人「ジャパン・プラットフォーム(JPF)」の長有紀枝代表理事と共同記者会見をし、同法人に対し、アフガニスタン及びパキスタンで支援活動を行うための資金十五億円を拠出すると発表したとのことである。右を踏まえ、質問する。

一 報道によると、JPFに対する十五億円の拠出は、政府が昨年打ち出した五年間で最大五十億ドルに渡るアフガニスタン支援策の一環であるとのことであるが、今回JPFが支援金の拠出先として選定されたのはどのような経緯によるものであるのか説明されたい。

二 報道によると、JPFに対し拠出される十五億円の内訳は、社会基盤整備が約八、六億円、

教員研修の実施及び診療所建設が約三億円、地雷撤去等が約二、四億円であるとのことであるが、右の費用対効果の調査等、費用の算定は、誰によりなされたのか説明されたい。

三 二で触れた様に、今回外務省はJPFに対し、アフガニスタンにおける社会基盤整備、診療所建設、地雷除去等のため、十五億円もの資金を拠出するが、JPF自身、右の事業を行う技術的な能力を持ち合わせているか否か、同省は把握しているか。JPF自ら右の事業を実施することはなく、実際の作業は専門業者に丸投げしようとしているという実態はないか。

四 外務省として、JPF及びJPFを構成する三十三NGOにつき、その活動内容や収支状況把握しているか。

五 JPF及びJPFを構成する三十三NGOを含め、外務省としてNGO・NPO法人に年間どれだけの支援金を拠出しているか。過去十年間に渡り、法人名と拠出金額をそれぞれ明らかにされたい。

六 外務省として、五のNGO・NPO法人に対する監査を行い、その決算を把握しているか。右質問する。

内閣衆質一七四第五四一号

平成二十二年六月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省によるNGO・NPOへの支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省によるNGO・NPOへの支援に関する質問に対する答弁書

一について

外務省は、政府が平成二十一年十一月十日に発表した「テロの脅威に対処するための新戦略」の実施に当たり、NGOとの連携を一層強化するため、アフガニスタン及びパキスタンに対する支援におけるNGOとの連携強化の在り方について広くNGOと協議を実施してきた。その中で、日本のNGOによるアフガニスタン及びパキスタンに対する支援の具体的方法として、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(以下「JPF」という。)を通じた支援がNGO側より提案され、外務省として検討した結果、JPFを通じたアフガニスタン及びパキスタンに対する支援は、我が国の草の根レベルでの平和構築支援として大きな意義を有することから、これに対し資金協力を行うことを決定したものである。

二について

お尋ねのJPFによるアフガニスタン・パキスタン人道支援の十五億円の内訳は、JPF事務局並びにJPFを通じたアフガニスタン及びパキスタンに対する支援に参加する意思を有するJPF加盟NGO十一団体がそれぞれ実施予定の事業計画についてこれまでの経験や事業実施能力に基づいて積算したものである。具体的な事業の費用対効果等については、別途開催されるJPF助成審査委員会において個別に審査される。

三について

JPFを通じたアフガニスタン及びパキスタンに対する支援に参加する日本のNGOは、その多くがこれまでもアフガニスタン又はパキスタンにおいて個別に支援活動を続けてきた団体であり、十分な活動実績を有しているものと考ええるが、いずれにせよ、個別事業の実現可能性については、今後、各団体から提出される申請書に基づきJPF助成審査委員会において審査される。御指摘の「専門業者」がいかなる業者を指すものか必ずしも明らかではないが、JPFを通じたアフガニスタン及びパキスタンに対する支援事業は、同事業に参加するJPF加盟のNGO自身が実施主体となる。

四について

JPFの事業の遂行や運営に関する意思決定機関であるJPF常任委員会には、外務省から担当職員が委員として参加しており、JPFの活動及び収支状況について報告を受けている。JPFを構成する三十三のNGOの活動内容や収支状況全般については、JPF常任委員会で行われたJPFへの加盟審査の際に確認している。

五について

外務省からJPFへの資金協力の額は、平成十三年度五億八千万円、平成十四年度六億千万円、平成十五年度二十七億円、平成十六年度十五億円、平成十七年度十六億円、平成十八年度十七億円、平成十九年度四億二千七百万円、平成二十年度十億六千四百七十万円、平成二十一年度二十三億円である。外務省によるNGOが行う個別の事業に対する資金協力の制度である。

日本NGO連携無償資金協力(平成十九年に、従来の「日本NGO支援無償資金協力」から「日本NGO連携無償資金協力」に改称した。)については、平成十四年度の創設以来、平成二十一年度までに、百二十六団体に対し、総額約九十八億九千九百三十万円の支援を実施しており、その他具体的な支援実績については、団体名を含めすべて外務省ホームページで公表している。

六について

外務省が資金協力を行ったNGOによる事業については、そのすべてについて外部監査報告書を含めた完了報告書の提出を義務付けている。

平成二十二年六月四日提出
質問 第五四二号

在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に係る外務省の調査に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に係る外務省の調査に関する質問主意書

外務省が一九九二年に購入し、在ウズベキスタン大使館(以下、「大使館」という。)に配置された後に所在がわからなくなった日本画「潮の舞」に関して、これまでの答弁書で、「潮の舞」の消息を調べべく調査が行われており、また「大使館」として、「潮の舞」の消息についてウズベキスタン当局にも協力を要請していることが明らかにされている。右と「政府答弁書」(内閣衆質一七一第六七一

号)を踏まえ、質問する。

一 昨年八月三十日に執行された第四十五回衆議院議員総選挙において政権交代が実現し、民主党を中心とする連立政権、鳩山由紀夫内閣が発足した。政権交代実現後、「潮の舞」の消息について、外務省においてどのような調査がなされたのか明らかにされたい。

二 政権交代実現後、「潮の舞」の消息について、何らかの情報は得られているか。

三 「政府答弁書」では「御指摘の『公電での報告』以降、新たな報告はなされていない」と、「潮の舞」の所在に関する調査について昨年五月二十一日に大使館より公電での報告がなされて以降、新たな報告はなされていないことが明らかにされている。「政府答弁書」が閣議決定されたから、特に新政権が発足してから現時点に至るまで、「潮の舞」の消息について、「大使館」より外務本省に報告の公電は届けられているか。過去の答弁書で、「潮の舞」の所在が確認できなくなったため、在ウズベキスタン日本大使館の歴代公館長、会計担当者、現地職員等から聞き取り調査を行ったことは、先の答弁書(平成二十年二月八日内閣衆質一六九第三六号)一及び二について等で繰り返し述べたとおりである。」との答弁がなされている。右につき、過去の質問主意書で、外務省として「潮の舞」の消息に関する調査について、日本側の人物に対する調査は既に十分行っており、今後更なる聞き取り等の調査を行う必要はないと考えているかと問うたところ、「政府答弁書」では「現時点では、日本側の関係者に対する更なる調査を行う考えはない。」との答弁がなされている。現政権

として、日本側の人物に対する調査を含め、前自民・公明政権による「潮の舞」の消息に関する調査は十分かつ徹底したものであったと認識しているか。

五 現政権として、「潮の舞」の消息に関し、日本側の人物に対するものも含め、改めて十分かつ徹底した調査を行う考えはあるか。

六 前自民・公明政権では、「潮の舞」の消息がわからなくなったことについて、外務省自らが進んで国民に説明し、謝罪をすることはなかった。「潮の舞」が国民の税金で購入された以上、その消息がわからなくなったことについて、同省として一度国民に対してきちんと説明し、謝罪をすべきであると考えるが、現政権として、右を行う考えはあるか。右質問する。

内閣衆質一七四第五四二号
平成二十二年六月十五日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に係る外務省の調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に係る外務省の調査に関する質問に対する答弁書
一及び二については、ウズベキスタン当局へのお尋ねについては、

要請等の方法により、引き続き調査を行っているところであるが、「潮の舞」の所在に関する新たな情報は得られていない。

三について

先の答弁書(平成二十一年七月二十一日内閣衆質一七一第六七二号)を閣議において決定してから現在に至るまで、新たな報告はなされていない。

四及び五については

お尋ねについては、ウズベキスタン当局への要請等の方法により、引き続き調査を行っているところであり、現時点では、日本側の関係者に対する更なる調査を行う考えはない。

六について

「潮の舞」の所在については調査がまだ終了していないことから、現時点では、その結果について対外的な説明を行っていないが、いずれにしても、外務省としては、在外公館における美術品管理に責任を有する立場から引き続き調査を行っていく考えである。

平成二十二年六月四日提出
質問 第五四三三号

西十和田トンネル(仮称)に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

西十和田トンネル(仮称)に関する質問主意書
書

自公政権時の平成二十二年に、東アジア等諸地域との交流を深めつつ、我が国の国土構造が自立的に発展し転換することを目的とした「国土形成計画」を策定した。しかし、国際的観光地である十

和田湖と津軽一円への観光ルートの充実において不可欠な西十和田トンネル(仮称)の建設は、平成元年度から新規要望し、平成七年度には、青森県単独で地質調査・環境調査等を実施してきたが、遅々として進んでいない。西十和田トンネル(仮称)は、国道一〇二号の拡幅整備との相乗効果があり、津軽と南部の動脈形成と東北縦貫自動車道への連結が容易になるなど、十和田八幡平圏域においての観光振興と経済波及効果が、秋田県北地域も含んで期待され、特に本年十二月の東北新幹線全線開業予定により、その重要性が今後益々高まってくるものと予想される。

従って、次の事項について質問する。

一 西十和田トンネル(仮称)建設予定部分を含む六キロメートルの区間は、現在豪雪により冬期間の開鎖を余儀なくされ、物流としての役割も寸断されている現状にあるが、これについて今後どのように応えていくのか、政府の見解如何。

二 これまでの経過として、平成七年度から、青森県単独で地質調査・環境調査等実施してきているが、国はこれについてどう捉えているのか、政府の見解如何。

三 西十和田トンネル(仮称)の建設及び国道一〇二号の拡幅によって、より一層津軽と南部の動脈が形成され、また東北縦貫自動車道へのアクセスが容易になると考えるが、政府の見解如何。

四 三に関連し、本年十二月の東北新幹線全線開業予定により、地元ではさらなる観光振興と経済発展が期待されているが、今後の国土形成の

観点から、西十和田トンネル(仮称)の建設に向けて、国は青森県と協力しながらどのように対応していくのか、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七四第五四三号
平成二十二年六月十五日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出西十和田トンネル(仮称)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出西十和田トンネル(仮称)に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の「国道一〇二号の拡幅」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、青森県においては、青森県が管理する一般国道百二号及び一般国道四百五十四号について、平成七年度から、西十和田トンネル(仮称)の整備を含む改良計画を策定するために地質調査及び環境調査を実施してきていると承知している。青森県によれば、当該改良計画の対象区間の全部又は一部が十和田八幡平国立公園内に位置することとなることが見込まれるため、環境保全等の観点から現在慎重に調査・検討を進めているとのことであり、政府としては、現段階において、西十和田トンネル(仮称)の整備に関する事業効果等について判断していない。青森県による今後の調査・検討の推移を見守ってまいりたい。

平成二十二年六月七日提出
質問 第五四四号

農業農村整備事業の必要性に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

農業農村整備事業の必要性に関する質問主意書

私の地元青森県における国の平成二十二年度農業農村整備事業予算では、岩木川左岸二期地区が十三億四千万円、小田川二期地区が二億八千万円と自公政権であった前年度と比べて約三分の一度に減額され、新たに配分された、農山漁村地域整備交付金二十二億一千四百万円を加えても、大きく削減となっている。

特にこの地域は、無堤区間が多く残されており、近年では平成九年五月、十四年八月、十六年九月にそれぞれ洪水等により家屋や農地等の浸水被害が多発しているため、常に危険に晒されている。

農業農村整備事業は、食料を安定的に供給するための農業生産基盤を整備するだけではなく、治水等の多面的な機能を維持する上において不可欠なものであり、このような急激な削減は、関連事業の長期化、中止などを招く恐れがあるとともに農家の皆さんの営農意欲を減退させ、不安を与えるものと考えます。

従って、次の事項について質問する。

一 国の本年度予算において、農業基盤整備のための土地改良予算をはじめ、担い手育成予算なども大幅に減額されているが、それらを戸別所得補償の財源確保のために充当したのか、政府の明確な回答を求む。

二 農業農村の再生に向けては、戸別所得補償だけでなく、生産基盤や定住環境の整備など多岐にわたり連携しながら取り組むことが必要不可欠と考えるが、政府の見解如何。

三 一及び二に関連し、農業農村整備事業関連予算の急激な削減により、結果的に土地改良区から農家の皆さんに、更なる負担をお願いせざるを得ない状況に対してどのように捉えているのか、政府の見解如何。

四 中山間地域の直接支払いや農地・水・環境保全向上対策を含めた多面的機能に着目した農業への直接支払い制度が必要と考えるが、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七四第五四四号
平成二十二年六月十五日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出農業農村整備事業の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出農業農村整備事業の必要性に関する質問に対する答弁書

一について

農林水産省関係の平成二十二年度予算については、既存予算について、事業仕分けの評価結果等を踏まえ歳出見直しを行うとともに、農林水産業と農山漁村の再生のために必要な経費を計上したところであり、戸別所得補償モデル対策の実施のため、特定の事業について、減額を

行ったわけではない。

二について

戸別所得補償制度により農業の再生を図るとともに、良好な生産条件を備えた農地や農業用水等を確保するための農業生産基盤の保全管理・整備、地域の創意工夫をいかした生活基盤の整備や防災対策の推進を図ることとしている。

三について

御指摘の「更なる負担をお願いせざるを得ない状況」の意味が必ずしも明らかではないが、農業農村整備事業の予算については、食料の安定供給に不可欠な農業水利施設の更新と農地の排水対策に重点化することとしており、事業の執行に当たっては、農家負担への影響にも配慮して、コスト削減を図るとともに、老朽化の状況に応じた適切な対策を実施して施設の長寿命化に取り組んでいくこととしている。

四について

御指摘の「多面的機能に着目した農業への直接支払い制度」の意味が必ずしも明らかではないが、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の維持の観点から、中山間地域等直接支払い制度や農地・水・環境保全向上対策等を実施しているところである。

平成二十二年六月七日提出
質問 第五四五号

外務省が公表した「外交文書の欠落問題に関する調査委員会」の調査報告書に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が公表した「外交文書の欠落問題に関する調査委員会」の調査報告書に関する質問主意書

昨年九月十六日、岡田克也外務大臣は、外務省において「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会（以下、「委員会」という。）を立ち上げ、いわゆる密約（以下、「密約」という。）があったと言われている、

- ① 一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持ち込みに関する密約
- ② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する密約
- ③ 一九七二年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する密約
- ④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する密約

の四点につき、徹底した調査を命じる大臣命令を同省に出し、本年三月九日、「委員会」による「密約」に関する調査結果をまとめた報告書を公表している。本年三月十九日、四月二日に行われた、「密約」に関連した衆議院外務委員会での参考人質疑では、「密約」に関連した文書が外務省からなくなっていることに大きな疑問の意見が出されていた。また、右の④の密約に関連した文書を巡る情報公開訴訟に関し、本年四月九日、東京地方裁判所は、④の密約の存在を認めた上で、国が「関連文書が存在しない」ことを理由に情報不開示とした処分を取り消し、開示を命じる判決を言い渡した。右判決に関し、岡田大臣は四月九日の記者会見で、「控訴する可能性がある」とし、同月二十二日、東京高裁に控訴を申し立てている。同時に岡

田大臣は、右を受けて「外交文書の欠落問題に関する調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を立ち上げており、その調査報告書（以下、「報告書」という。）が六月四日に公表された。「報告書」によると「調査委員会」は、

- 1 東郷和彦・元外務省条約局長が国会等で発言した赤ファイル等及び引き継ぎメモの存否と行方
- 2 情報公開法施行前の外務省の組織的・意図的な文書廃棄の事実の有無
- 3 吉野文六・外務省アメリカ局長とスナイダー駐日米国公使がイニシャルした「議論の要約」等、沖縄返還「密約」に関する文書の行方

の三点に関する調査をしたとのことである。そしてそれぞれについて、「調査委員会」は以下の様な見解を示している。

- 1 について
「東郷氏が指摘している赤ファイル等については、東郷氏本人以外に知る者がなく、その存在を確認することはできなかった。」
「東郷氏から谷内氏に対して条約局長室内の資料が引き継がれたという点では、双方の説明は合致している。」
「東郷氏によると、赤ファイルの中には『クロノロジー 松永局長作成』といった原義も一部含まれていたという。東郷氏の記憶が正確であり、本来保存されるべき原義が廃棄あるいは紛失してしまったとすれば、極めて遺憾なことである。しかし、東郷氏以外にその原義を確認した者、記憶する者はいなかったた

め、真相は不明である。」

2 について

「本来保存すべき重要文書の組織的・意図的な廃棄が行われたかといえば、本調査委員会の聴き取りでも、また外務省内の現存文書から、そういった試みを示唆するような説明や文書は確認されなかった。」

「ただ、情報公開法施行への対応作業は、極めて短期間のうちに、かつ本来業務と並行して行われた。こういった中で、意図的ではないにせよ、不用意な文書廃棄が行われ、いわゆる『密約』関連文書を含む重要文書が失われた可能性は排除できない。」

3 について

「本件文書『議論の要約』等は、当初から原義が日本側にあったのか、必ずしも明らかではない。」

「また、写しは取ったにせよ、それがどこで保管されたのかも定かでない。保管中に失われたとすれば、保管が適切になされなかったことは問題であるが、そもそも正規の決裁を得ていないと推測される本件文書がいずれかの段階で廃棄された可能性も否定はできない。仮に、それが写しであったとすれば、必ずしも違法とは言えない。ただし、本件は当時の報道等により、当初から『密約』問題として注目されていたわけであり、たとえ写しであったとしても、それを適切に保存しなかったことは大きな問題であったと言える。」

- (1) 各課室における文書管理の自由裁量
 - (2) 担当官中心の文書管理体制と引き継ぎルールの欠如
 - (3) 各課室の文書管理に対するチェック体制の限界
 - (4) 「廃棄簿」（廃棄文書目録）の保存期限の問題
- の四点を、外務省における文書管理体制の問題点として挙げ、総括している。右を踏まえ、質問する。
- 一 「報告書」によると、「調査委員会」による調査の対象となった人物は、事務次官経験者二名、条約局長経験者四名、北米局長（アメリカ局長）経験者四名（重複あり）をはじめとする十五名であるとのことであるが、右十五名のうち、現職の外務省職員と既に外務省を退職している者は、それぞれ何名いるか明らかにされたい。
 - 二 一の十五名の官職氏名（外務省を退職している者については退職時の官職）を全て明らかにされたい。
 - 三 一の十五名に対する聴き取り調査を記録した文書は作成されているか。
 - 四 外務省として、「調査委員会」による「報告書」をもつて、「密約」に関連した調査及び真相解明は全て終了しており、国民の理解を得られるものであると認識しているか。
 - 五 前文で触れた様に、「報告書」は外務省における文書管理体制について種々の問題点を指摘しているものの、「密約」に関連した文書がなぜなくなっているのか、その真相解明には全く至っていないと考える。本年四月二日の衆議院外務

委員会で、参考人として出席した坂元一哉大阪大学教授と春名幹男名古屋大学教授は、それぞれ「あるべき文書がない。不自然な欠落、残念な欠落があり、歴史の検証として真相究明を是非やってほしい。外務省のためにもなる」、「今回の調査は終わっていない。文書がそろっていない。不自然で、意図的な廃棄があったのなら、その動機を言わなければならない」と発言していた。同省として、今後とも究極的な問題の解決を図る、つまり、「密約」に関連した文書がなぜ廃棄されているのか、また廃棄した者は誰か等を突き詰めるべく、努める考えはあるか。右質問する。

内閣衆質一七四第五四五号
平成二十二年六月十五日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が公表した「外交文書の欠落問題に関する調査委員会」の調査報告書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が公表した「外交文書の欠落問題に関する調査委員会」の調査報告書に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の調査報告書(以下「報告書」という。)

において、聞き取り調査を行った十五名の関係者のうち、現職の外務省職員は九名、既に外務省を退職している者は六名である。これらの関係者の官職氏名については、吉野文六元アメリカ局長(退職時の官職はドイツ連邦共和国駐留特命全權大使)、東郷和彦元条約局長(退職時の官職はオランダ国駐留特命全權大使)、谷内正太郎元条約局長(退職時の官職は外務事務次官)、藤崎一郎元北米局長(現在の官職はアメリカ合衆国駐留特命全權大使は、報告書の文脈上、氏名を公表することが必要不可欠であることから、本人の了承を得て公表したが、その他の関係者については、非公表・非公開を条件に聞き取り調査を実施していることから、官職氏名を公表することは差し控えたい。

三について

現在、聞き取り調査を記録した文書を作成するために作業中である。

四及び五について

外務省としては、一連の外交文書の欠落問題について、岡田克也外務大臣を委員長とする御指摘の「調査委員会」を設置し、外部委員と共に、必要と考え得る関係者からの聞き取り調査を行うなど、真相解明のために最大限の努力を行い、今回、報告書を公表したものである。したがって、現時点においては、本件に関してこれ以上の調査を行う予定はないが、報告書において指摘された文書管理体制の問題点も踏まえ、引き続き文書管理体制の強化・改善を進め、国民の信頼回復に努めてまいりたい。

平成二十二年六月七日提出
質問 第五四六号

二〇一〇年五月十六日の日韓外相会談に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二〇一〇年五月十六日の日韓外相会談に関する第三回質問主意書

本年五月十六日、日中韓外相会議へ出席するため訪韓した岡田克也外務大臣は、韓国の柳明桓外交通商部長官と会談(以下、「会談」という。)した。右「前回答弁書」(内閣衆質一七四第五一〇号)及び「前々回答弁書」(内閣衆質一七四第四七九号)を踏まえ、再度質問する。

一 「前々回答弁書」では「御指摘の外相会談において、岡田克也外務大臣は初めて竹島問題について取り上げた。」と、昨年九月十六日に外務大臣に就任してから、岡田大臣は「会談」において初めて竹島問題について言及したことが明らかにされている。右を受け、前回質問主意書で、岡田大臣として、「会談」以前に韓国側と会談した際、これまで一度も竹島問題について言及してこなかったのはなぜか、「会談」以前に岡田大臣が竹島問題について言及してこなかったのは、我が国の国益を損ねるものであり、「竹島問題の平和的な解決を図るため粘り強い外交努力を行っていく考えである。」と、外務省が毎回同じ答弁を繰り返してきたことと矛盾するのではないかと問うたところ、「前回答弁書」では「一般論として、二国間会談において、限られた時間の中で何を上げるかについては、その時々々の二国間関係、地域・国際情勢等を踏ま

え、個々の具体的事項についてどのように取り上げるべきかを総合的に判断するものであり、日韓外相会談についても同様である。いずれにせよ、政府としては、今後とも竹島問題の平和的解決を図るため、粘り強い外交努力を行っていく考えである。」との答弁がなされている。では、今回「会談」において岡田大臣が初めて竹島問題について言及するに至った、また「会談」以前の三度の日韓外相会談で言及されなかった背景に、日韓の二国間関係はじめどの様な地域・国際情勢等があったのか説明されたい。

二 「前回答弁書」には「二国間会談において、限られた時間の中で何を上げるかについては、その時々々の二国間関係、地域・国際情勢等を踏まえ、個々の具体的事項についてどのように取り上げるべきかを総合的に判断するもの」とあるが、例えば外相会談でも首脳会談でも、我が国とロシアとの間で二国間会談が行われる際、北方領土問題が取り上げられないことは、まずないと承知する。日韓関係と日韓関係を単純に比較できないことは当然も承知しているが、日韓の最高首脳が北方領土問題は日韓間の未解決の問題である旨合意しているのと比較し、竹島問題は日韓間の正式な交渉課題にすらなっていない現状を鑑みる時、また、竹島問題が我が国の国家主権に関わる、決して譲ることのできない問題であることを考える時、まずは交渉のテーブルに載せることが第一に必要であり、右答弁にある様に、他の問題と比較考量し、言及を避けることがあつてはならないのではないか。岡田大臣の見解如何。

三 過去四度の日韓外相会談において、たつたの一度しか竹島問題を取り上げていないことが、「前回答弁書」にある「粘り強い外交努力」に該当するか。岡田大臣の見解如何。

四 本年六月四日、菅直人財務大臣が第九十四代内閣総理大臣に指名された。菅直人内閣として、今後竹島問題にどの様に取り組んでいく考えているか。過去の内閣よりも積極的に二国間会談でこの問題を取り上げ、まずは日韓間の外交課題とすることを目指していく考えはあるか。右質問する。

内閣衆質一七四第五四六号

平成二十二年六月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇一〇年五月十六日の日韓外相会談に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇一〇年五月十六日の日韓外相会談に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

一般論として、二国間会談において、限られた時間の中で何を取り上げるかについては、先の答弁書(平成二十二年六月四日内閣衆質一七四第五一〇号)三から六までについてでお答えしたとおりである。日韓外相会談において、限られた時間の中で何を取り上げるかについて

は、竹島問題を含め、その時々々の二国間関係、北朝鮮情勢等の地域・国際情勢等を踏まえ、個々の具体的事項についてどのように取り上げるべきかを総合的に判断するものであり、本年五月十六日の日韓外相会談において、岡田克也外務大臣は初めて竹島問題について取り上げた。

三について

お尋ねについては、本年五月十六日の日韓外相会談において、岡田克也外務大臣から竹島問題に関する我が国の立場を申し入れたことを始め、政府としては、累次にわたり竹島問題に関する我が国の立場を申し入れてきており、竹島問題の平和的解決を図るため、粘り強い外交努力を行つていく。

四について

政府としては、今後とも竹島問題の平和的解決を図るため、粘り強い外交努力を行つていく考えである。

菅内閣不信任決議案

右の議案を提出する。

平成二十二年六月十六日

提出者

谷垣 禎一

田瀬瀬良太郎

川崎 二郎

賛成者

あべ 俊子外百九名

大島 理森

石破 茂

赤澤 亮正

菅内閣不信任決議

本院は、菅内閣を信任せず。

右決議する。

理 由

菅内閣は、政権担当の資格と遂行能力において著しく適性を欠いているにもかかわらず、国民の期待感だけで選挙に臨もうとする卑劣な姿勢は、国民を愚弄していると言ひようがない。その存在が一日一日と続いていくことが、わが国に最大不幸社会を招くことになるのは明らかである。以下、菅内閣を不信任するに足る理由を挙げ

第一に、民意によつて選ばれていない「正統性なき内閣」である。かつて民主党は、選挙を経ずに内閣が交代する事態を「たらいまわし」と批判していたが、今回の総理就任は言行不一致そのものであり、国民不在と言わざるを得ない。

第二に、鳩山前政権の残滓を引きずる「不作為の内閣」である。菅総理は普天間問題に関する岡田外務大臣、北澤防衛大臣の留任、また口蹄疫問題に関する山田農林水産副大臣の昇格など、前内閣が迷走と無策を晒した人事をそのまま引き継いでいる。副総理として鳩山前総理とともに国政に混乱と停滞をもたらした連帯責任は極めて重いが、その自覚が全くない。

第三に、国民の選択肢を奪う「政策隠し内閣」である。内閣交代による会期末に十日もの政治空白を作つたにもかかわらず、政府与党は野党が求める予算委員会を開催せず、国民に開かれた与野党論戦から逃げて新政権の説明責任を果たさそうとし

なかった。選挙目当てに、内閣支持率が高いうちに国会を閉じようとする不誠実な姿勢は断じて容認できない。

第四に、政治とカネの問題に背を向ける「疑惑隠し内閣」である。菅総理は民主党党首であるにもかかわらず、鳩山前総理、小沢前幹事長、石川知裕議員、小林千代美議員の疑惑解明と政治的道義的責任につき、まったく指導力を発揮していない。荒井聰国務大臣の事務所費問題についても同様に消極的である。一連の疑惑を放置する姿勢は国民の期待にそむいており、この内閣では政治倫理の確立が図れないことが露呈した。

第五に、政府提出法案成立への努力を怠る「責任放棄内閣」である。政府提出法案の成立は、政府・与党にとつて、国民の負託に応える最大の責務といつても過言ではない。しかし、今国会、その成立本数・成立率は、通常国会としては過去最低レベルであり、到底国民の負託に比べられるような態勢ではない。これは、国民生活に利益をもたらさない問題点だらけの法案の強行採決を繰り返した挙句、国会運営が破たんし、国民の支持を失つた結果である。郵政改革法案に至っては、菅内閣発足早々に成立への努力を放棄したが、その扱いを巡つて連立与党内で収拾がつかず、発足四日目に大臣が交代するという前代未聞の醜態を国民に晒すこととなった。

第六に、法案成立への責務を放棄したままで参議院通常選挙に突き進むとする「国民愚弄内閣」である。菅内閣が、選挙の勝利を目的として法案成立を断念し、国会審議を行わないことで、国民の内閣に向けられた期待感を維持しようとしてい

るのだとしたら、国民を愚弄すること甚だしい。堂々と、国会論戦と法案審議に臨むべきである。鳩山前政権は、普天間問題に象徴される主要政策の閉塞、および政治とカネに関する自浄能力の欠如によって瓦解した。かつて菅総理は自らの著作『大臣』において「政策的に行き詰まったり、スキャンダルによって総理が内閣総辞職を決めた場合は、与党内で政権のたらいまわしをするのではなく、与党は次の総理候補を決めたうえで衆議院を解散し、野党も総理候補を明確にしたうえで総選挙に挑むべきだろう」と記している。菅総理が一国の指導者として最低限の見識と責任感を持つのであれば、その信念をすみやかに実行に移すべきである。よって本院は菅内閣を不信任し、一刻も早く国民に信を問うべきである。

以上が、本決議案を提出する理由である。

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案

右の本院提出案を送付する。

平成二十二年五月二十一日

衆議院議長 横路 孝弘殿
参議院議長 江田 五月

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事

させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和二十年八月九日以来の戦争の結果、同年九月二日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者をいう。

(特別給付金の支給)

第三条 本邦に帰還した戦後強制抑留者でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものには、独立行政法人平和祈念事業特別基金(以下「基金」という。)が特別給付金を支給する。

2 特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、基金が行う。

3 前項の請求は、総務省令で定めるところにより、平成二十四年三月三十一日までに行わなければならない。

4 前項の期間内に特別給付金の支給を請求しなかった者には、特別給付金は、支給しない。

(特別給付金の額等)

第四条 特別給付金の額は、次の表の上欄に掲げる戦後強制抑留者の帰還の時期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とし、これを一時金として支給する。

帰還の時期	特別給付金の額
昭和二十三年十二月三十一日まで	二五〇、〇〇〇円
昭和二十四年一月一日から昭和二十五年十二月三十一日まで	三五〇、〇〇〇円
昭和二十六年一月一日から昭和二十七年十二月三十一日まで	七〇〇、〇〇〇円
昭和二十八年一月一日から昭和二十九年十二月三十一日まで	一、一〇〇、〇〇〇円
昭和三十年一月一日以降	一、五〇〇、〇〇〇円

(特別給付金の支給を受ける権利の承継)

第五条 特別給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に特別給付金の支給の請求をしていなかったときは、その者の相続人は、自己の名で、当該特別給付金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位相続人が数人あるときは、その一人のした特別給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別給付金の支給を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとなる。

(審査請求)

第六条 特別給付金に関する処分不服がある者は、総務大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求に関する行政不服審査法第十四条第一項本文の期間は、その処分を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

3 第一項の審査請求については、行政不服審査法第十四条第三項の規定は、適用しない。

(譲渡又は担保の禁止)

第七条 特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第八条 特別給付金の支給を受ける権利は、差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)による場合は、この限りでない。

(非課税)

第九条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

(不正利得の徴収)

第十条 偽りその他の不正の手段により特別給付金の支給を受けた者があるときは、基金は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた特別給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(秘密保持義務)

第十一条 基金の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特別給付金の支給に関して知

ることができた秘密を漏らしてはならない。

(総務省令への委任)

第十二条 第三条から前条までに定めるもののほか、特別給付金の支給に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針)

第十三条 政府は、強制抑留の実態調査等(戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処するもの以外のものに対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置をいう。次項において同じ。)を総合的に行うための基本的な方針(同項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 強制抑留の実態調査等に関する基本的方向

二 次に掲げる措置の実施に関する基本的事項

イ 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者についての調査(その埋葬された場所についての調査を含む。)

ロ 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者の遺骨及び遺留品についてのその収集及び本邦への送還その他の必要な措置

ハ イ又はロに掲げる措置と併せて行う戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

三 戦後強制抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した戦後強制抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項

四 強制抑留の実態調査等として行う措置のうち

ち前二号に規定するもの以外のものの実施に関する基本的事項

五 強制抑留の実態調査等についての関係行政機関相互間の連携協力体制の整備に関する基本的事項

六 強制抑留の実態調査等についての地方公共団体及び戦後強制抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者との連携に関する基本的事項

七 その他強制抑留の実態調査等に関する重要事項

3 政府は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(罰則)

第十四条 第十一条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第十四条の規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 第三条第二項の規定にかかわらず、特別給付金の支給の請求は、この法律の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、行うことができる。

(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部改正)

第三条 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)の一

部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(平成二十二年法律第 号)第三條第一項の特別給付金の支給を行うこと。附則第七条中「第十三条第一項第四号」の下に「又は第五号」を加える。

(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の一部改正)

第四条 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律(平成十八年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十二年九月三十日」を「平成二十五年四月一日」に改め、同条ただし書中「公布の日」を「公布の日から、附則第二条の二の規定は平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める」に改める。

附則第二条の次に次の一条を加える。
(特別給付金の支給に関する業務以外の業務の基金の解散前における終了等)

第二条の二 基金は、附則第一条ただし書の政令で定める日から基金の解散の日の前日まで

の間においては、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第一条、第四条及び第十三条の規定にかかわらず、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)並びに同条第二項に規定する業務を行わないものとする。

2 基金の財産で主として前項に規定する業務の用に供されているもののうち政令で定めるものは、前条第一項の規定にかかわらず、附則第一条ただし書の政令で定める日に国が承継し、一般会計に帰属する。

この法律の施行により歳入減となる見込額この法律の施行により歳入減となる額は、約二百億円の見込みである。

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制労働の実態がいまだに十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 本邦に帰還した戦後強制抑留者でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものに、本人の請求により、独立行政法人平和祈念事業特別基金が特別給付金を支給すること。

2 特別給付金の額は、戦後強制抑留者の帰還の時期の区分に応じ、二十五万円から百五十万円の間の額とし、これを一時金として支給すること。

3 政府は、強制抑留の実態調査等を総合的に
行うための基本的な方針を定め、これを公表
しなければならないものとする。

4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日
から施行すること。

なお、本案施行により、平成二十二年度に
おいて約二百億円の歳入減が見込まれてい
る。

二 議案の可決理由

戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地におい
て、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑
留され、多大の苦難を強いられたこと、その間
において過酷な強制労働に従事せられたこと
等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留
者に係る強制労働の実態がいまだに十分に判明
していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制
抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑
留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給
するための措置等を講じようとする本案は、妥
当なものと認め、可決すべきものと議決した。
右報告する。

平成二十二年六月十六日

総務委員長 近藤 昭一

衆議院議長 横路 孝弘殿

特権及び免除に関する日本国政府と国際移住
機関との間の協定の締結について承認を求め
るの件

右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月二十一日

参議院議長 江田 五月

衆議院議長 横路 孝弘殿

特権及び免除に関する日本国政府と国際移
住機関との間の協定の締結について承認を
求めるの件

特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機
関との間の協定の締結について、日本国憲法第七
十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承
認を求める。

特権及び免除に関する日本国政府と国際移
住機関との間の協定

日本国政府(以下「政府」という。)及び国際移住
機関(以下「機関」という。)は、
千九百五十三年の国際移住機関憲章第二十七条
及び第二十八条の規定に留意し、
機関並びにその加盟国の代表者、事務局長、事
務次長及び職員の特権及び免除を定めることを希
望して、
次のとおり協定した。

第一条

機関並びにその加盟国の代表者、事務局長、事
務次長及び職員は、千九百四十七年の専門機関の
特権及び免除に関する条約第三条から第六条まで、
第七条第二十五項及び第九条第三十一項の規
定に基づき専門機関並びにその加盟国の代表者及
び職員(専門機関の事務局長を含む。)に与えられ
る特権及び免除を享有する。

第二条

前条に規定する特権又は免除の濫用が発生した
と政府において認める場合には、機関は、要請に
より、濫用が発生したかしないかを決定するため
政府と協議する。その協議により政府及び機関に
とって満足な結果が得られない場合には、その間

題は、次条に規定する手続に従って解決される。

第三条

この協定の解釈若しくは適用に関する政府と機
関との間の紛争又は政府と機関との間の関係に対
して影響を与える問題で、交渉又は他の合意され
た解決方法によつて解決されないものは、政府が
任命する仲裁人、機関が任命する仲裁人及びこれ
らの二人の仲裁人により任命され裁判長となる仲
裁人の三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に付託す
る。最初の二人の仲裁人が、これらの仲裁人が任
命された後六箇月以内に第三の仲裁人について合
意に達しない場合には、第三の仲裁人は、政府又
は機関の要請により、国際司法裁判所長によつて
任命される。仲裁裁判所の決定は、最終的なもの
であり、かつ、政府及び機関を拘束する。

第四条

この協定の改正に関する協議は、政府又は機関
のいずれか一方の要請によつて行われる。いずれ
の改正も、政府と機関との間の合意によつて行わ
れる。

第五条

1 この協定は、政府及び機関がこの協定の受諾
を通知する公文を交換した日の後三十日目の日
に効力を生ずる。
2 この協定は、政府又は機関のいずれか一方の
他方に対する書面による通告によりいつでも終
了させることができ、通告の受領の後一年で終
了する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け
てこの協定に署名した。

二十年二月二十三日にジュネーブで、英語に
より本書二通を作成した。

日本国政府のために

北島 信一

国際移住機関のために

ウィリアム・レイシー・スウィング

特権及び免除に関する日本国政府と国際移
住機関との間の協定の締結について承認を
求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国は、国際的な人の移動の問題を専門に
扱う国際機関である国際移住機関が我が国にお
いて一層円滑に活動を行う環境を整備するた
め、平成十六年十月から、我が国と国際移住機
関との間の特権及び免除に係る協定の締結に向
けた交渉を行った。その結果、協定案文につい
て最終合意をみるに至ったので、平成二十二年
二月二十三日にジュネーブにおいて、本協定の
署名が行われた。

本協定は、我が国と国際移住機関との間で国
際移住機関並びにその加盟国の代表者、事務局
長、事務次長及び職員が享有する特権及び免除
等について定めるもので、その主な内容は次の
とおりである。

1 国際移住機関並びにその加盟国の代表者、
事務局長、事務次長及び職員は、千九百四十
七年の専門機関の特権及び免除に関する条約
の一部規定に基づき専門機関並びにその加盟
国の代表者及び職員に与えられる構内及び文

書の不可侵、訴訟手続からの免除、通信に関する便益の供与、関税及び直接税の免除等、一定の特権及び免除を享有すること。

2 特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府において認める場合には、国際移住機関は、要請により日本国政府と協議し、その協議により日本国政府及び国際移住機関にとって満足な結果が得られない場合には、その問題は3の手続に従って解決されること。

3 この協定の解釈若しくは適用に関する日本国政府及び国際移住機関の紛争等で、交渉又は他の合意された解決方法によつて解決されないものは、日本国政府及び国際移住機関がそれぞれ任命する仲裁人並びにこれらの二人の仲裁人により任命され裁判長となる仲裁人の三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に付託することとし、仲裁裁判所の決定は、最終的なものであり、かつ、日本国政府及び国際移住機関を拘束すること。

4 この協定の改正に関する協議は、日本国政府又は国際移住機関のいずれか一方の要請によつて行われ、いずれの改正も、日本国政府と国際移住機関との間の合意によつて行われること。

本協定は、日本国政府及び国際移住機関がこの協定の受諾を通知する公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国において国

際移住機関が一層円滑に活動を行う環境が整備されるとの見地から、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十二年六月十六日

外務委員長 鈴木 宗男
衆議院議長 横路 孝弘殿

国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月二十一日

参議院議長 江田 五月
衆議院議長 横路 孝弘殿

国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件

国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際再生可能エネルギー機関憲章

この憲章の締結国は、

持続可能な開発のため、再生可能エネルギーの採用が広範に行われ、かつ、増大すること及び再生可能エネルギーを利用することが促進されることを希望し、

再生可能エネルギーが、エネルギーの安全保障及び不安定な価格の問題に対処するための並びにこれを漸進的に緩和するための大きな機会を提供

するとの確固たる信念に動かされ、

再生可能エネルギーが、大気中の温室効果ガスの濃度を減少させ、それにより気候系の安定化に貢献し、及び低炭素経済への持続可能、確実かつ緩やかな移行を可能とするため、主要な役割を果たすことを確信し、

再生可能エネルギーの技術が有する肯定的な影響であつて、持続可能な経済成長の促進及び雇用の創出に与えるものを助長することを希望し、

特に開発途上国においてエネルギーへの分散的なアクセスを提供し、並びに孤立した及び遠隔の地域及び島に対してエネルギーへのアクセスを提供するため、再生可能エネルギーが有する大きな可能性に動機付けられ、

化石燃料の使用及び伝統的なバイオマスの非効率的な使用が健康に与える深刻な悪影響を憂慮し、

再生可能エネルギーが、エネルギー効率の向上との組合せにより、今後数十年にわたつて予想される世界的なエネルギー需要の急激な増加に漸進的に対応することができると確信し、

再生可能エネルギーの利用を促進する既存の組織との緊密な協力を確立しつつ、加盟国間の協力を促進する国際機関を再生可能エネルギーの分野において設立する希望を確認して、次のとおり協定した。

第一条 機関の設立

A この憲章の締結国は、次の条件に従い、国際再生可能エネルギー機関(以下「機関」という。)を設立する。

B 機関は、すべての加盟国間の平等の原則に基礎を置くものであり、その活動を実施するに当

たつては、加盟国の主権的権利及び能力に対して十分な考慮を払う。

第二条 目的

機関は、次の(a)及び(b)に掲げる事項を考慮しつつ、あらゆる形態の再生可能エネルギーの採用が広範に行われ、かつ、増大すること及びその利用が持続可能であることを促進する。

(a) 各国の国内の優先事項。再生可能エネルギー及びエネルギー効率のための措置が組み合わされた取組から得られる利益

(b) 次に掲げる事項に対する再生可能エネルギーによる貢献

天然資源に対する圧力を限定し、並びに森林減少(特に熱帯におけるもの)、砂漠化及び生物の多様性の喪失を減少させることを通じた環境の保全

気候の保護

経済成長及び社会的な結束(貧困の軽減及び持続可能な開発を含む。)

エネルギーの供給へのアクセス及びその供給の安定

地域の開発

世代を超える責任

第三条 定義

この憲章において、「再生可能エネルギー」とは、再生することが可能な資源から持続可能な態様で生産されるあらゆる形態のエネルギーをいい、特に、次のものを含む。

1 バイオエネルギー

2 地熱エネルギー

3 水力電気

4 海洋エネルギー(特に、潮汐エネルギー、

波エネルギー及び海洋温度差エネルギーを含む。

5 太陽エネルギー

6 風エネルギー

第四条 活動

A 再生可能エネルギーに関する技術の卓越した拠点として、並びに促進する触媒として作用し、実際の利用に関する経験及び政策上の経験を提供し、再生可能エネルギーに関連するすべての事項に関する支援を提供し、並びに効率的な発展並びに知識及び技術の移転から利益を得られるよう各国を支援するため、機関は、次の活動を実施する。

1 機関は、特に加盟国の利益のため、次のことを行う。

(a) 最新の再生可能エネルギーに関する実例(政策上の手段、奨励措置、投資の制度、最良の実例、利用可能な技術、総合的なシステム及び設備並びに成功及び失敗の要素を含む)を分析し、把握し、及び加盟国の政策に義務を負わせることなしに体系化すること。

(b) この分野その他の関連する分野における他の政府機関、非政府機関及び協力網との討議を開始し、並びにこれらとの相互作用を確保すること。

(c) 加盟国それぞれのニーズを考慮しつつ、加盟国の要請に応じ、関連する政策上の助言及び援助を当該加盟国に対して提供すること。再生可能エネルギーに関する政策及びその枠組みについての国際的な討議を促進すること。

(d) 適切な知識及び技術の移転を強化し、並びに必要な相互の連携を含む加盟国における地域的な能力の開発を促進すること。

(e) 研修及び教育を含む能力の開発のための援助を加盟国に対して提供すること。

(f) 加盟国の要請に応じ、再生可能エネルギーのための資金に関する助言を当該加盟国に対して提供すること。関連する制度の実施を支援すること。

(g) 社会経済問題に関するものを含む研究を促進し、及び奨励すること並びに研究網、共同研究並びに技術の開発及び利用を促進すること。

(h) 関連する場への積極的な参加を通じた適正な理解に基づき、再生可能エネルギーに関する国内的及び国際的な技術基準の開発及び利用についての情報を提供すること。

2 機関は、さらに、再生可能エネルギーが提供する利益及び可能性について、情報を普及させ、及び公衆の意識を向上させる。

B 機関は、その活動の実施に当たり、次のことを行う。

1 平和及び国際協力を助長する国際連合の目的及び原則に従って行動し、並びに持続可能な開発を促進する国際連合の政策に従って行動すること。

2 開発途上国並びに遠隔の及び孤立した地域及び島における特別の必要を考慮した上で、機関のすべての目的に適切に取り組むため、並びに加盟国に最大限の利益をもたらす活動及び世界のすべての地域における活動を行うため、機関の資源について、その効果的な利用を確保するような方法で配分すること。

3 作業の不必要な重複を避けるため、既存の組織と緊密に協力し、及び当該組織との相互に有益な関係の確立のために努力すること。

再生可能エネルギーの促進を目的とする政府、他の組織及び団体の資源並びにそれらが実施中の活動に立脚し、並びにそれらの資源及び活動を効率的かつ効果的に活用すること。

C 機関は、次のことを行う。

1 自己の活動に関する年次報告を加盟国に提出すること。

2 自己が行った政策上の助言を加盟国に通報すること。

3 この分野において活動する既存の国際機関との協議及び協力並びに当該既存の国際機関の活動について加盟国に通報すること。

第五条 作業計画及び事業

A 機関は、事務局が作成し、理事会が検討し、総会が採択した年間の作業計画に基づき、活動を実施する。

B 機関は、作業計画のほか、加盟国と協議した後、及び意見の相違がある場合には総会による承認を得た後、機関の財源以外の資源が利用可能であることを条件として、加盟国が開始し、及び資金を供与する事業を実施することができる。

第六条 加盟国の地位

A 加盟国の地位は、国際連合の加盟国である国並びに地域的な経済統合のための政府間機関であつてこの憲章に定める目的及び活動に従って行動する意思及び能力を有するものに開放される。

る。地域的な経済統合のための政府間機関は、機関の加盟国となる資格を有するためには、少なくとも機関の加盟国の一を含む主権国家によつて構成され、かつ、その構成国から機関が対象とする事項の少なくとも一に関する権限の委譲を受けていなければならない。

B これらの国及び地域的な経済統合のための政府間機関は、

1 この憲章に署名し、批准書を寄託したことにより、機関の原加盟国となる。

2 加盟の申請が承認された後に加入書を寄託することにより、機関のその他の加盟国となる。加盟国の地位は、その申請が加盟国に送付された後三箇月以内に異議が表明されなかった場合には、承認されたものとみなす。異議が表明された場合には、その申請は、第九条H1の規定に従い総会によつて決定される。

C 地域的な経済統合のための政府間機関については、当該政府間機関及びその構成国は、この憲章に基づく義務の履行についてそれぞれの責任を決定する。当該政府間機関及びその構成国は、この憲章に基づく権利(投票権を含む)を同時に行使することができない。当該政府間機関は、批准書又は加入書において、この憲章が規律する事項に関するその権限の範囲を宣言する。当該政府間機関は、また、その権限の範囲に関連する変更を寄託政府に通報する。当該政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、当該政府間機関の構成国であつて機関の加盟国でもある国に配分される票の合計に等しい数の票を投ずる。

第七条 オブザーバー A 総会は、次の者に対してオブザーバーとしての地位を与えることができる。 1 再生可能エネルギーの分野において活動する政府機関及び非政府機関 2 この憲章を批准していない署名国 3 前条B2の規定に従い加盟の申請が承認された加盟申請国 B オブザーバーは、総会及びその補助組織の公開の会合に、投票権なしで参加することができる。	4 総会は、さらに、理事会における検討事項を提案する権限を有し、並びに理事会及び事務局に対し、機関の任務に関する事項について報告を要請する権限を有する。 B 総会は、機関のすべての加盟国によって構成される。総会は、別段の決定を行う場合を除くほか、毎年通常会期として会合する。 C 総会は、各加盟国の一人の代表から成る。代表は、代理及び顧問を帯同することができる。代表団の参加の費用については、各加盟国が負担する。 D 総会の会期は、総会が別段の決定を行う場合を除くほか、機関の所在地で開催される。 E 総会は、各通常会期の始めに、地理的に衡平に代表されるよう考慮しつつ、議長及び必要な他の役員を選出する。これらの者は、次の通常会期において新たな議長及び他の役員が選出されるまで在任する。総会は、この憲章に従いその手続規則を採択する。	て、反対する加盟国が二を超えないときは、コンセンサスに達したものとみなす。）により別段の決定を行うときを除くほか、実質事項として取り扱う。総会の定足数は、機関の加盟国の過半数とする。 G 総会は、出席する加盟国のコンセンサス方式により、次のことを行う。 1 理事会の構成員を選出すること。 2 通常会期において、理事会が提出する機関の予算及び作業計画を採択し、並びに機関の予算及び作業計画の修正について決定する権限を行使すること。 3 機関の財政方針の監督、財政規則その他の財政事項に関する決定を行うこと及び会計検査専門家を選任すること。 4 この憲章の改正を承認すること。 5 補助組織の設置を決定し、及びその付託事項を承認すること。 6 第十七条Aの規定に従い、投票の許可を決定すること。	協定の締結を承認すること。 5 追加的な事業について加盟国間に意見の相違がある場合には、第五条Bの規定に従って決定すること。 I 総会は、出席する加盟国のコンセンサス方式により、機関の所在地を指定し、及び事務局の事務局長（以下「事務局長」という。）を任命する。コンセンサスに達することができない場合には、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で所在地を指定し、及び事務局長を任命する。 J 総会は、適当な場合には、その第一回会期において、FからIまでに規定する事項に係る投票手続に従い、準備委員会が行う決定並びに同委員会が作成する協定案、規則及び指針を検討し、承認する。
第八条 組織 A 機関の主要な組織として、次のものを設置する。 1 総会 2 理事会 3 事務局 B 総会及び理事会は、この憲章に従いその任務を遂行するために必要と認める補助組織を設置することができる。ただし、理事会による設置については、総会による承認を条件とする。	F 機関の各加盟国は、第六条Cの規定に従うことを条件として、総会において一の票を有する。総会は、出席し、かつ、投票する加盟国の単純多数による議決で手続問題についての決定を行う。実質事項についての決定は、出席する加盟国のコンセンサス方式によって行う。コンセンサスに達することができない場合において、この憲章に別段の定めがある場合を除くほか、反対する加盟国が二を超えないときは、コンセンサスに達したものとみなす。実質事項であるか否かについて問題が生ずる場合には、総会に出席する加盟国のコンセンサス方式（コンセンサスに達することができない場合において	H 総会は、出席する加盟国のコンセンサス方式（コンセンサスに達することができない場合において、反対する加盟国が二を超えないときは、コンセンサスに達したものとみなす。）により、次のことを行う。 1 必要な場合には、加盟の申請について決定すること。 2 理事会が提出する総会及び理事会の手続規則を承認すること。 3 年次報告書その他の報告書を採択すること。 4 この憲章の範囲内の問題又は事項について	A 理事会は、総会が選出する少なくとも十一人の、かつ、二十一人を超えない機関の加盟国の代表により構成される。十一人以上二十一人以下代表の具体的な人数は、理事会の構成員の毎回の選出の始めに機関の加盟国の数を基礎として切り上げて算定される加盟国の三分の一に相当する人数とする。理事会の構成員については、開発途上国及び先進国の効果的な参加を確保するため、並びに公正かつ衡平な地理的配分及び理事会の作業の実効性を達成するため、総会の手続規則に規定するところにより、加盟国間の交替を前提として選出する。理事会の構成員は、二年の任期で選出される。 B 理事会は、半年ごとに会合し、その会合は、理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、機
第九条 総会 A1 総会は、機関の最高組織とする。 2 総会は、この憲章が対象とする事項又はこの憲章に規定する組織の権能及び任務に関する事項について討議することができる。 3 総会は、2に規定する事項について、次のことを行うことができる。 (a) 決定を行い、及びこの憲章に規定する組織に対して勧告を行うこと。 (b) 加盟国の要請に応じ、当該加盟国に対して勧告を行うこと。			

関の所在地で開催される。

C 理事会は、各会合の開始時に、次の会合までの期間のため、その構成員のうちから議長及び必要な他の役員を選出する。理事会は、その手続規則を作成する権利を有する。当該手続規則は、承認を得るため、総会に提出しなければならない。

D 理事会の各構成員は、一の票を有する。理事会は、その構成員の単純多数による議決で手続問題についての決定を行う。実質事項についての決定は、構成員の三分の二以上の多数による議決で行う。実質事項であるか否かについて問題が生ずる場合には、理事会がその構成員の三分の二以上の多数による議決で別段の決定を行うときを除くほか、実質事項として取り扱う。

E 理事会は、総会に対して責任を負う。理事会は、この憲章に基づき与えられる権能及び任務並びに総会によって委任される任務を遂行する。理事会は、これらを遂行するに当たり、総会の決定に従い及び総会の勧告に十分な考慮を払って行動し、並びにこれらの決定及び勧告の適切かつ継続的な実施を確保する。

F 理事会は、次のことを行う。

- 1 加盟国間の協議及び協力を促進すること。
- 2 機関の作業計画案及び予算案を検討し、総会に提出すること。
- 3 総会の会期のための準備(議題案の作成を含む。)について承認すること。
- 4 次条E3の規定に従って事務局により作成される機関の活動に関する年次報告案及び同様に作成される他の報告を検討し、総会に提出すること。

5 総会が要請するその他の報告を作成すること。

6 総会が事前に承認することを条件として、機関に代わって、国、国際機関及び国際団体と協定又は取決を締結すること。

7 総会が採択する作業計画が、事務局により及び採択される予算の範囲内で実施されるため、当該作業計画を具体化すること。

8 総会による検討のため、総会に事項を付託する権限を行使すること。

9 必要な場合には第八条Bの規定に従って補助組織を設置し、その付託条項及び存続期間を決定すること。

第十一条 事務局

A 事務局は、総会、理事会及びこれらの補助組織が任務を遂行するに当たり、総会、理事会及びこれらの補助組織を補佐する。事務局は、この憲章に基づいて与えられるその他の任務及び総会又は理事会によって委任される任務を遂行する。

B 事務局は、事務局の長であり、かつ、首席の管理職員である事務局長及び必要な職員によって構成される。事務局長は、理事会の勧告に基づき四年の任期で総会によって任命される。その任期は、一回に限り更新することができる。

C 事務局長は、特に、事務局の職員の任命、組織及び任務につき総会及び理事会に対して責任を負う。職員の雇用及び勤務条件の決定に当たっては、最高水準の能率、能力及び誠実性を確保することの必要性に最大限の考慮を払う。特に、開発途上国が十分に代表されることを考慮に入れ、また、男女間の均衡に重点を置き、

主として加盟国から、及びできる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することが重要であることについて、十分な考慮を払う。予算の作成に当たり、職員の採用の提案においては、事務局の責任を適切に遂行するために職員の数が必要な最小限度に保つという原則を指針とする。

D 事務局長又はその指名する代表は、総会及び理事会のすべての会合に投票権なしで参加する。

E 事務局は、次のことを行う。

1 機関の作業計画案及び予算案を作成し、理事会に提出すること。

2 機関の作業計画及びその決定を実施すること。

3 機関の活動に関する年次報告案及び総会又は理事会が要請する他の報告を作成し、理事会に提出すること。

4 総会、理事会及びこれらの補助組織に対し、運営上及び技術上の支援を提供すること。

5 機関及びその加盟国の相互間の連絡を促進すること。

6 第四条C2の規定に従い機関の加盟国に対して政策上の助言が行われた後これを配布し、並びに総会及び理事会の各会期のための政策上の助言に関する報告を作成し、総会及び理事会に提出すること。理事会に対する報告には、年間の作業計画を実施するに当たって計画される政策上の助言を含める。

F 事務局長及び他の職員は、その任務の遂行に当たり、いかなる政府からも又は機関外のいかなるところからも指示を求め、又は受けてはならない。これらの者は、総会及び理事会に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場に影響を及ぼすおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。加盟国は、事務局長及び他の職員の責任の専ら国際的な性質を尊重するものとし、これらの者がその責任を果たすに当たってこれらの者を左右しようとしてはならない。

第十二条 予算

A 機関の予算は、第九条Gに規定するコンセンサス方式により総会が採択する財政規則に従い、次の1から3までのものを財源とする。財政規則及び予算については、機関の堅実な財政的基礎を確保し、及び作業計画に規定する機関の活動の効果的かつ効率的な実施を確保する。中核的な活動及び運営費用については、義務的な分担金によって支弁する。

- 1 国際連合の分担率に基づき総会が決定する加盟国の義務的な分担金
- 2 任意の拠出金
- 3 1及び2以外の財源

B 機関の予算案は、事務局が作成し、審議のために理事会に提出する。理事会は、承認のため勧告を付して当該予算案を総会に提出し、又は再検討及び再提出のため当該予算案を事務局に返却する。

C 総会は、外部の会計検査専門家を指名するものとし、当該会計検査専門家は、四年間在任し、再選される資格を有する。最初の会計検査専門家は、二年間在任する。会計検査専門家は、機関の会計を検査し、並びに運営の効率性及び内部の財務管理に関して必要と認める意見を

を述べ、及び勧告を行う。

第十三条 法人格、特権及び免除

A 機関は、国際法上の法人格を有する。機関は、加盟国の領域内及びその国内法令に従うことを条件として、その任務の遂行及び目的の達成のために必要な国内における法律上の能力を享有する。

B 加盟国は、特権及び免除に関する別個の取極について決定する。

第十四条 他の組織との関係

理事会は、総会の承認を条件として、機関に代わつて、国際連合及び他の組織であつてその業務が機関の業務と関連するものと適当な連携関係を設定する協定を締結する権限を与えられる。この憲章は、既存の国際条約に基づく加盟国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十五条 改正、脱退及び再検討

A この憲章の改正は、いずれの加盟国も提案することができる。事務局長は、改正案の本文の認証謄本を作成し、かつ、総会によるその検討の少なくとも九十日前までに、これをすべての加盟国に送付する。

B 改正は、次の1及び2に規定する場合において、すべての加盟国について効力を生ずる。

1 総会が、改正案につき理事会が提出する意見を検討した後に承認した場合

2 すべての加盟国が、自国の憲法上の手続に従い、改正に拘束されることについて同意した場合。加盟国は、第二十条Aに規定する寄託者に文書を寄託することにより、その同意を表明する。

C 加盟国は、この憲章が第十九条Dの規定に従つて効力を生じた日から五年を経過した後はいつでも、第二十条Aに規定する寄託者にあてた書面による脱退の通告により、機関から脱退することができるものとす、寄託者は、直ちにその旨を理事会及びすべての加盟国に通報する。

D 脱退は、その表明が行われた年の終了時に効力を生ずる。加盟国の機関からの脱退は、第五条Bの規定に従つて発生した当該加盟国の契約上の義務又は脱退する年についての当該加盟国の財政上の義務に影響を及ぼすものではない。

第十六条 紛争の解決

A 加盟国は、国際連合憲章第二条3の規定に従いこの憲章の解釈又は適用に関する加盟国間の紛争を平和的手段によつて解決するものとし、このため、国際連合憲章第三十三条1に規定する手段によつて解決を求める。

B 理事会は、理事会が適当と認める手段(あつせん)を提供すること、紛争当事国である加盟国に対して当該加盟国が選択する解決のための手続を開始するよう要請すること及び合意される手続に従つて解決するための期限を勧告することを含む。C)によつて紛争の解決に貢献することができる。

第十七条 権利の一時的な停止

A 機関の加盟国であつて機関に対する分担金の支払を延滞しているものは、その未払の額が当該年度に先立つ二年間に当該加盟国から支払われるべきであった分担金の額に達し、又はこれを超える場合には、投票権を失う。ただし、総会は、支払の延滞が当該加盟国にとつてやむを得ない事情によると確信する場合には、当該加盟国が投票を行うことを許可することができる。

B この憲章又はこの憲章に従つて自国が締結したいずれかの協定に継続して違反した加盟国については、理事会の勧告に基づき、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で行動する総会が、加盟国としての特権及び権利の行使を停止することができる。

第十八条 機関の所在地

機関の所在地は、総会の第一回会期において決定される。

第十九条 署名、批准、効力発生及び加入

A この憲章は、設立会合において、国際連合の加盟国であるすべての国及び第六条Aに規定する地域的な経済統合のための政府間機関による署名のために開放しておく。この憲章は、効力発生の日まで署名のために開放しておく。

B この憲章は、この憲章に署名していない国及び第六条Aに規定する地域的な経済統合のための政府間機関については、同条B2の規定に従い総会が加盟を承認した後の加入のために開放しておく。

C この憲章に拘束されることについての同意は、批准書又は加入書を寄託者に寄託することによつて表明する。この憲章の批准又はこの憲章への加入は、各国がその憲法上の手続に従つて行う。

D この憲章は、二十五番目の批准書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

E この憲章は、この憲章の効力発生の後に批准

書又は加入書を寄託した国又は地域的な経済統合のための政府間機関については、これらの文書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

F この憲章には、いかなる規定についても留保を付することができない。

第二十条 寄託、登録及び正文

A ドイツ連邦共和国政府は、この憲章及び批准書又は加入書の寄託者として指定される。

B この憲章は、寄託政府が国際連合憲章第二百二条の規定に従つて登録する。

C 英語により作成されたこの憲章は、寄託政府に寄託される。

D この憲章の正当に認証された謄本は、寄託政府により、この憲章に署名し、又は第六条B2の規定に従い加盟が承認された国の政府及び地域的な経済統合のための政府間機関の執行機関に送付される。

E 寄託政府は、この憲章のすべての署名国に対し、各批准書の寄託の日及びこの憲章の効力発生の日を速やかに通報する。

F 寄託政府は、すべての署名国及び加盟国に対し、いずれかの国又は地域的な経済統合のための政府間機関がその後機関の加盟国となる日を速やかに通報する。

G 寄託政府は、第六条B2の規定に従つて行われる検討のため、機関のすべての加盟国に対し、新たな加盟の申請を速やかに送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの憲章に署名した。

二千九百一十一年一月二十六日にボンで、英語により原本一通を作成した。

設立会合による宣言(国際再生可能エネルギー機関憲章の正文に関するもの)

国際再生可能エネルギー機関の設立会合に招請された国の代表は、二千九百一十一年一月二十六日にボンにおいて会合して、この憲章の不可分の一部を成す次の宣言を採択した。

二千九百一十一年一月二十六日に署名された国際再生可能エネルギー機関憲章(この宣言を含む。)は、各署名国の要請に応じ、英語以外の国際連合の公用語及び寄託者の言語によっても確定される(注一)(注二)。

注一 設立会合は、フランスが、フランス語によるこの憲章の確定を希望して、寄託政府に対し、この憲章のフランス文を送付したことに留意する。

注二 この宣言は、マドリッドにおいて開催された最終準備会合の常用語に関する合意に抵触するものではない。

国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

再生可能エネルギーの開発及び普及は、エネルギー自給率が約四パーセントという極めて低い弱なエネルギー事情にある我が国にとって、エネルギー源の多様化を通じてエネルギー安全保障の強化に資するとともに、温室効果ガス削減の観点からも低炭素社会の実現に向けて重要な役割を果たすものである。

国際再生可能エネルギー機関は、このような再生可能エネルギーの持続可能な方法による利用の促進等を目的として新たに設立される国際機関であり、平成二十二年一月二十六日にドイツのボンにおいて同機関の設立会合が開催され、本憲章が採択された。我が国は、同年六月二十九日にエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催された運営準備委員会第二回会合において、本憲章に署名した。

本憲章は、再生可能エネルギーの持続可能な方法による利用の促進等を目的とする国際機関を設立することについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この憲章の締約国は、国際再生可能エネルギー機関(以下「機関」という。)を設立すること。

2 機関は、あらゆる形態の再生可能エネルギーの採用が広範に行われ、かつ、増大すること及びその利用が持続可能であることを促進すること。

3 この憲章において、「再生可能エネルギー」とは、バイオエネルギー、地熱エネルギー、水力電気、海洋エネルギー、太陽エネルギー、風エネルギー等、再生することが可能な資源から持続可能な状態で生産されるあらゆる形態のエネルギーをいうこと。

4 機関は、特に加盟国の利益のため、再生可能エネルギーに関する実例の分析、把握及び体系化、政策上の助言、技術移転の強化、能力開発の促進等の活動を実施すること。

5 加盟国の地位は、国際連合の加盟国である国並びに地域的な経済統合のための政府間機関であつてこの憲章に定める目的及び活動に従つて行動する意思及び能力を有するものに開放されること。

6 総会は、再生可能エネルギーの分野において活動する政府間機関及び非政府機関、この憲章を批准していない署名国等に対してオブザーバーとしての地位を与えることができること。

7 総会は、機関の最高組織として、この憲章が対象とする事項又はこの憲章に規定する組織の権能及び任務に関する事項について、討議することができ、また、それらの事項について、決定を行い、及びこの憲章に規定する組織に対して勧告を行うこと等ができること。

8 理事会は、加盟国間の協議及び協力の促進、機関の作業計画案及び予算案の検討及び総会への提出、総会の会期のための準備の承認、機関の活動に関する年次報告案等の検討及び総会への提出等を行うこと。

9 事務局は、総会、理事会及びこれらの補助組織が任務を遂行するに当たり、総会、理事会及びこれらの補助組織を補佐すること。

10 機関の予算は、総会が採択する財政規則に従い、国際連合の分担率に基づき総会が決定する加盟国の義務的な分担金、任意の拠出金その他の財源を財源とする。

なお、本憲章は、平成二十二年七月八日に効力を生ずることになっており、我が国については批准書をドイツ連邦共和国政府に寄託した日

の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本憲章の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本憲章を締結することは、再生可能エネルギーの分野における国際協力に積極的に貢献するとともに、我が国の関連産業の国際競争力を一層強化するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費については、国際再生可能エネルギー機関に拠出する分担金として、平成二十二年一度一般会計予算外務省所管に三千二百八十二万四千円、同農林水産省所管に八千二百五十八万八千円、平成二十二年一度エネルギー特別会計予算経済産業省所管に一億六千四百一十一万六千円及び同環境省所管に四千九百二十三万五千円が計上されている。

右報告する。

平成二十二年六月十六日

外務委員長 鈴木 宗男

衆議院議長 横路 孝弘殿

母体保護法の一部を改正する法律案
右の本院提出案を送付する。

平成二十二年五月十二日

参議院議長 江田 五月

衆議院議長 横路 孝弘殿

母体保護法の一部を改正する法律

母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「平成二十二年七月三十一日」を「平成二十七年七月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

母体保護法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売することができる期限を五年間延長し、平成二十七年七月三十一日までとしようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売することができる期限を五年間延長しようとすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十二年六月十六日

厚生労働委員長 鉢呂 吉雄

衆議院議長 横路 孝弘殿

昨十五日は、会議を開くに至らなかった。

官報

号外

平成二十二年六月十六日

○国 第百七十四回 衆議院會議録 第三十七号(二)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

内閣提出議案 九十二件

内

予算 五件 両院可決

条約 十四件 両院承認

法律案 六十四件

内

成立 三十五件

本院閉会中審査 十件

参議院通過、本院閉会中審査 七件

本院通過、参議院未了 十件

本院未了 一件

参議院に提出、撤回(本院予備審査) 一件

国会の承諾を求めるの件 四件 本院閉会中審査

国会の承認を求めるの件 四件

内

両院承認 二件

本院通過、参議院未了 一件

本院未了 一件

決算その他 一件 未了

議員提出議案 四十八件

内

法律案 三十五件

内

成立 八件

否決 三件

本院閉会中審査 十八件

本院通過 参議院未了 一件

撤回 五件

規則案 一件 閉会中審査

決議案 十二件

内

否決 九件

未決 三件

重要動議 六件

内

可決 四件

未決 一件

撤回 一件

参議院提出法律案及び参議院議員提出法律案 十八件

内

参議院提出法律案 二件 成立

参議院議員提出法律案(本院予備審査) 十六件

内

参議院未了 十四件

撤回 二件

本院において前国会から継続した議案等 十八件

内

内閣提出法律案 二件

内

成立 一件

本院通過、参議院未了 一件

国会の承諾を求めるの件 三件 本院閉会中審査

国会の承認を求めるの件 二件 両院承認
決算その他 四件

内

閉会中審査 三件

未了 一件

議員提出法律案 七件

内

否決 一件

本院閉会中審査 五件

撤回 一件

請願 二千六百六十六件(二千六百六十六件) 未了

質問 五百九十二件うち(件撤回)

国家公務員等の任命について同意を求めるの件 十七件 同意

○議長報告

(条約送付及び通知)

一、今十六日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件

国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件

(法律公布奏上及び通知)

一、今十六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法
母体保護法の一部を改正する法律

(議決通知)

一、今十六日、鬼塚事務総長から今野裁判官弾劾裁判所裁判長及び小幡参議院事務総長あて、本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員を次のとおり補充選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員

第二 福田 昭夫君(牧義夫君の補欠)

一、今十六日、本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

二、地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案(井上信治君外三名提出、第百七十三回国会衆法第一一号)

三、死因究明推進法案(下村博文君外五名提出、衆法第三〇号)

四、国家公務員法の一部を改正する法律案(井上信治君外六名提出、衆法第三二号)

五、内閣の重要政策に関する件

六、栄典及び公式制度に関する件

七、男女共同参画社会の形成の促進に関する件

八、国民生活の安定及び向上に関する件

九、警察に関する件

総務委員会
一、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第五六号)(参議院送付)

二、国と地方の協議の場に関する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

三、地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)(参議院送付)

四、行政機構及びその運営に関する件

五、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件

六、地方自治及び地方税財政に関する件

七、情報通信及び電波に関する件

八、郵政事業に関する件

九、消防に関する件

法務委員会

一、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(高市早苗君外三名提出、第七十三回国会衆法第五号)

二、裁判所の司法行政に関する件
三、法務行政及び検察行政に関する件
四、国内治安に関する件
五、人権擁護に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件
財務金融委員会

一、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)
二、財政に関する件
三、税制に関する件
四、関税に関する件
五、外国為替に関する件
六、国有財産に関する件
七、たばこ事業及び塩事業に関する件
八、印刷事業に関する件
九、造幣事業に関する件
一〇、金融に関する件
一一、証券取引に関する件

文部科学委員会

一、スポーツ基本法案(森喜朗君外五名提出、衆法第二九号)
二、教育公務員特例法の一部を改正する法律案(下村博文君外三名提出、衆法第四号)
三、文部科学行政の基本施策に関する件
四、生涯学習に関する件
五、学校教育に関する件
六、科学技術及び学術の振興に関する件
七、科学技術の研究開発に関する件
八、文化、スポーツ振興及び青少年に関する件
厚生労働委員会
一、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法

律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)
二、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)(参議院送付)
三、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四一四号)
四、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案(馳浩君外四名提出、第七十三回国会衆法第六号)
五、国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案(田村憲久君外六名提出、第七十三回国会衆法第一二二号)
六、厚生労働関係の基本施策に関する件
七、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
八、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
農林水産委員会
一、農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案(内閣提出第五〇号)
二、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する法律案(山本拓君外四名提出、衆法第二一四号)
三、農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案(加藤紘一君外四名提出、衆法第三五五号)
四、農林水産関係の基本施策に関する件
五、食料の安定供給に関する件
六、農林水産物の発展に関する件
七、農林漁業者の福祉に関する件
八、農山漁村の振興に関する件
経済産業委員会
一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関

する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)
二、経済産業の基本施策に関する件
三、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する件
四、特許に関する件
五、中小企業に関する件
六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
七、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件
国土交通委員会
一、高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第五一四号)
二、賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(内閣提出第三六六号)(参議院送付)
三、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三七二号)(参議院送付)
四、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案(内閣提出第四二二号)
五、航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八八号)
六、離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案(武部勤君外四名提出、衆法第三三三三号)
七、離島航路航空路整備法案(武部勤君外四名提出、衆法第三四四号)
八、北海道観光振興特別措置法案(佐田玄一郎君外五名提出、衆法第一一四号)
九、国土交通行政の基本施策に関する件
一〇、国土計画、土地及び水資源に関する件
一一、都市計画、建築及び地域整備に関する件
件
一二、河川、道路、港湾及び住宅に関する件
一三、陸運、海運、航空及び観光に関する件

一四、北海道開発に関する件
一五、気象及び海上保安に関する件
環境委員会
一、環境影響評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五五号)(参議院送付)
二、低炭素社会づくり推進基本法案(野田毅君外四名提出、衆法第七号)
三、気候変動対策推進基本法案(江田康幸君提出、衆法第一五五号)
四、環境の基本施策に関する件
五、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する件
六、循環型社会の形成に関する件
七、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件
八、公害の防止及び健康被害の救済に関する件
九、公害紛争の処理に関する件
安全保障委員会
一、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)
二、国際平和協力法案(中谷元君外四名提出、衆法第二四四号)
三、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(中谷元君外四名提出、衆法第二五五号)
四、自衛隊法の一部を改正する法律案(小野寺五典君外七名提出、衆法第三二二号)
五、国の安全保障に関する件
予算委員会
一、予算の実施状況に関する件
決算行政監視委員会
一、平成二十年度一般会計歳入歳出決算
平成二十年度特別会計歳入歳出決算
平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書
平成二十年度政府関係機関決算書

二、平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書
三、平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書
四、平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第百七十三回国会、内閣提出）
五、平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第百七十三回国会、内閣提出）
六、平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その一）（承諾を求めるの件）
七、平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その一）（承諾を求めるの件）
八、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その一）（承諾を求めるの件）
九、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その二）（承諾を求めるの件）
一〇、平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（承諾を求めるの件）（第百七十三回国会、内閣提出）
一一、歳入歳出の実況に関する件
一二、国有財産の増減及び現況に関する件
一三、政府関係機関の経理に関する件
一四、国が資本を出資している法人の会計に関する件
一五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
一六、行政監視に関する件

議院運営委員会
一、国会法等改正に関する件
二、議長よりの諮問事項
三、その他議院運営委員会の所管に属する事項
災害対策特別委員会
一、津波対策の推進に関する法律案（二階俊博君外六名提出、衆法第二八号）
二、災害対策に関する件
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会
一、政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案（大口善徳君提出、第百七十三回国会衆法第三号）
二、政党助成法の一部を改正する法律案（林幹雄君外四名提出、衆法第二二号）
三、公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外四名提出、衆法第一八号）
四、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関する件
青少年問題に関する特別委員会
一、青少年問題に関する件
海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会
一、海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する件
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関する件
消費者問題に関する特別委員会
一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する件
総合的な対策に関する件
一、今十六日、本院は、閉会中次のとおり委員会が審査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

議院運営委員会
国会審議の活性化のための国会法等の一部を改正する法律案（小沢一郎君外六名提出、衆法第二〇号）
衆議院規則の一部を改正する規則案（小沢一郎君外六名提出、衆規第一号）
（指名通知）
一、今十六日、本院は、国土審議会委員に衆議院議員森本哲生君を指名した旨内閣に通知した。
（委員推薦通知）
一、今十六日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。
（豪雪地帯対策分科会）
下条 みつ君
（議案通知）
一、今十六日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案
母体保護法の一部を改正する法律案
一、今十六日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。
特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件
国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件
ハンセン病盲人関係の予算改善に関する質問主意書（木村太郎君提出）及び答弁書
菅直人内閣における内閣官房機密費の改革等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）及び答弁書
総務省行政評価機能強化検討会における検査庁の裏金問題についての調査に関する第三回質問主意書（鈴木宗男君提出）及び答弁書
菅内閣の川端文部科学大臣、蓮舫行政刷新担当大臣、荒井国家戦略担当大臣の三大臣による

事務所費問題に関する質問主意書（赤澤亮正君提出）及び答弁書
我が国が抱える領土問題に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）及び答弁書
菅直人内閣における行政刷新会議による無駄の排除に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）及び答弁書
菅内閣総理大臣の「子どもの生産性」についての認識に関する質問主意書（大村秀章君提出）及び答弁書
菅内閣総理大臣の国民年金未加入問題に関する質問主意書（大村秀章君提出）及び答弁書
菅内閣総理大臣の「過去の日米合意の経緯」の検証等に関する質問主意書（高市早苗君提出）及び答弁書
言と「沖縄県民の気持ちを何よりも大事にしながら」と記載された前内閣の答弁書等に関する質問主意書（高市早苗君提出）及び答弁書
我が国の当面する課題を踏まえた新たな北海道開発政策の方向性に関する質問主意書（橋慶一郎君提出）及び答弁書
救急患者受け入れ拒否問題に関する質問主意書（木村太郎君提出）及び答弁書
国家公務員の新規採用に関する再質問主意書（馳浩君提出）及び答弁書
琉球王国の地位に対する菅直人内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）及び答弁書
政治資金規正法改正に向けた菅直人内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）及び答弁書
日本海沿岸東北自動車道に関する質問主意書（木村太郎君提出）及び答弁書
B型肝炎訴訟和解協議についての菅内閣の対応方針に関する質問主意書（加藤勝信君提出）及び答弁書
社会保険制度に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）及び答弁書

予防接種施策に関する質問主意書(秋葉賢也君提出)及び答弁書
緑化推進事業に関する質問主意書(秋葉賢也君提出)及び答弁書
二次感染問題を中心としたMRワクチン薬害事件に関する質問主意書(阿部知子君提出)及び答弁書
予防接種健康被害の救済に関する質問主意書(阿部知子君提出)及び答弁書
赤松前農林水産大臣外遊中の農林水産省政務三役の公務日程等に関する質問主意書(大村秀章君提出)及び答弁書
農業農村整備事業における計画的な推進に関する質問主意書(木村太郎君提出)及び答弁書
沖縄県における県民大会に係る外務省の情報収集等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)及び答弁書
かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ループル委員会」に係る外務省の調査に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)及び答弁書
駐中国日本国大使任命についての報道に関する質問主意書(城内実君提出)及び答弁書
北海道新幹線における新青森・新函館(仮称)間の建設工事に伴う地方負担に関する質問主意書(木村太郎君提出)及び答弁書
東北新幹線新青森駅開業に伴う並行在来線「青い森鉄道線」の運営に関する質問主意書(木村太郎君提出)及び答弁書
妊婦健康診査の公費負担に関する質問主意書(木村太郎君提出)及び答弁書
著作物の利用条件緩和に関する質問主意書(木村太郎君提出)及び答弁書
我が国の家計資産の現状を踏まえた経済財政政策の必要性に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)及び答弁書
法律の整理に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)及び答弁書
管内閣における「国土の均衡ある発展」についての基本的認識に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)及び答弁書
年金記録問題に関する質問主意書(菅義偉君提出)及び答弁書
「口蹄疫・現地対策本部(日報)」の役割及び管理方法等に関する質問主意書(山本拓君提出)及び答弁書
DNA型鑑定の捜査活用に関する質問主意書(塩川鉄也君提出)及び答弁書
「シベリア抑留問題」に関する質問主意書(塩川鉄也君提出)及び答弁書
宮内庁に管理されている古墳の祭祀と調査に関する再質問主意書(吉井英勝君提出)及び答弁書
学術文化遺産の戦後処理問題解決に関する再質問主意書(吉井英勝君提出)及び答弁書
鳩山由紀夫内閣における外務省によるワインの購入等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)及び答弁書
二〇一〇年五月二十八日の日米安全保障協議委員会における普天間飛行場移設問題に係る日米共同発表に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)及び答弁書
我が国の調査捕鯨活動に対するオーストラリア政府による国際司法裁判所への提訴に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)及び答弁書
オウム真理教対策に関する第三回質問主意書(馳浩君提出)及び答弁書
大学院博士課程修了者の就職確保と研究条件改善に関する質問主意書(宮本岳志君提出)及び答弁書
白黒反転版拡大教科書に関する質問主意書(宮本岳志君提出)及び答弁書
(会議録追録に掲載)